

1. 議事日程

〔令和元年第4回安芸高田市議会12月定例会第4日目〕

令和元年12月12日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番 石飛慶久 8番 児玉史則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊莊	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠

政策企画課長 河本圭司

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番  
石飛慶久君、及び8番 児玉史則君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 先川議長 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
2番 芦田宏治君。

- 芦田議員 2番、芦田宏治です。  
通告に基づき、大枠2点について、質問します。  
最初に、郡山城跡の維持・管理について質問します。  
郡山城跡の荒廃がどんどん進んでいます。提出しております資料をごらんください。左上の写真は、現在の郡山城の全景です。木が生い茂っていて、緑豊かな山に見えます。しかし、山の中に入ってみると、シカの食害などによって、下草が食い尽くされ、その結果、表土の流出が進み、登山道を初め、山全体の崩壊が始まっているとも考えることができます。

写真1は平成17年、2005年、今から14年前の10月23日に広島大学大学院理学研究科附属宮島自然植物実験所などが郡山城跡で行った植物観察会での写真です。撮影場所は、勢溜の壇から万願寺跡に向かう登山道で、道の右側にはシダなどが生い茂っているのが見えます。また左側斜面も下草がたくさん生えています。

その右の2の写真は、同じ場所でことしの11月19日に撮影した写真です。モノクロとカラー写真なので、対比しにくいかもしれませんが、わずか14年で郡山が急速に荒廃していることがわかります。

右の3は本丸から櫓台を撮った写真です。

4は姫の丸から本丸北側の急斜面を撮った写真です。いずれも表土の流出により、木の根が露出し、血管が浮き出たように見えます。

写真5は、根が露出した姫の丸南側急斜面の大木と枯れ木です。10月6日に撮影したのですが、枯れ木は今にも倒れそうでした。

6と7は、約2週間後の10月22日に登ったときの写真です。15メートル

余りの枯れ木の太木が倒れて、姫の丸の壇の説明看板を直撃して、看板はこっぴみじんになっていました。登山者が巻き添えになっていたらと思うと、ぞっとします。

左の8の写真も同じく登山道を遮断するようにして倒れた木です。このような倒木の恐れのある木は、登山道のあちこちに見受けられます。

写真9は、表土が流され、木の根が露出した登山道です。木の根が階段の役目をしているのが現状です。登山者はどんな思いで登っておられるのかと思います。

写真12も表土が流され、登山道の階段が壊れています。急斜面のため、子供や高齢者には登りにくく、非常に危険です。

写真10と11は、登山道が大雨で水路になってしまい、表土が流されて道の中央が削れてくぼみになっているところを、土のうで修復したものです。登山者が土のうの上を歩くたびに、劣化が進み、土のう袋が破れて、中の土が出ています。この白い土のう袋は、応急処理されたものだと思いますが、日本百名城の登山道には、なじまないように思います。

写真13は木製の階段が朽ちたために、打ち込んでいた木製階段保持用の鉄筋だけが残って露出しています。さびた鉄筋と枯葉の色がよく似ているため、鉄筋の見分けがつきにくく、非常に危険です。このように、鉄筋がむき出しになったままのところは数カ所見受けられます。

写真14は、マツタケがよく生えていたところに、止山の印に張ったものと思われる被覆電線です。登山道の周辺に張られていますが、撤去したほうがよいと思います。

写真の15、16は、登山道わきに放置されたままになっている伐採された木と枯れて倒れた木です。史跡全体の景観に影響を及ぼしています。

この資料は10月26日の清掃ボランティアの前後に、安全上、また景観上、気になるところを写真に撮ったものです。教育委員会では今年度で登山道の整備、危険木の伐採、看板の整備等を計画されていますが、現時点での整備状況と今後の整備計画、また整備を進めていく上での課題があれば伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 おはようございます。

ただいまの「郡山登山道の今年度の整備状況と整備に当たっての課題」についての御質問にお答えをいたします。

まず、登山道の整備でございますが、本丸周辺6カ所、郡山公園から尾崎丸の間の2カ所の計8カ所について、現在施工中で、1月末には完了の予定でございます。

次に、危険木または支障木の伐採については、勢溜の壇の先端部分約40本、万願寺仁王門下の曲輪周辺で約50本ほか、11月末までに完了をしたところでございます。なお、今後、本丸東側を中心に、約30本程度を本年度中に伐採する予定にしております。

看板の整備につきましては、議員御指摘のように、倒木により損傷した箇所等もありますので、2カ所程度を本年度中に修繕したいと考えているところでございます。

今後、郡山城跡の維持管理を進めていくには、森林保全の観点から伐採や枝打ち、さらにはシカの食害対策などが必要と考えます。これらは、教育委員会だけの対応には限界がございますので、産業振興部を初め、関係部署と緊密に連携し、郡山全体の保全に努めていく必要があると考えているところでございます。

どうかよろしく願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 気になってた箇所が、今まで直されたところ、それから今後直していかれるということなので、安心しました。

次の質問に移ります。

郡山城跡は、平成18年に日本百名城に選出されて以降、日本全国から多くの観光客が郡山城跡に登られています。郡山に登られた方に、郡山城の感想を聞くと、本丸から城下町が全く見えないのが残念ですねとよく言われます。しかし、先ほど説明もありましたように、今年度、遺構を守るための危険木の伐採に伴って、勢溜の壇と万願寺仁王門近くの曲輪跡から城下町がよく見えるようになりました。

10月26日に郡山城跡の清掃活動に、安芸高田市内の70名近くのボランティアの方が参加されましたが、本丸周辺の清掃活動など、この2カ所から城下町を見おろして、非常に感動しておられました。郡山城に登られた方にも、この感動をぜひ味わってほしいと思いますが、今はまだ何の案内標識も説明板もないため、登山者は気づかずに、眼下に城下町を見ることもなく、通り過ぎてしまうのが現状です。できるだけ早急に案内看板を設置して、合わせて郡山城の史跡案内のパンフレットの間に、この2カ所の説明をコピーして添付しておくと思われと思いますが、教育委員会の考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「勢溜の壇付近の曲輪への標識等の設置」についての御質問にお答えをいたします。

御質問の曲輪は、勢溜の壇から展望台方面へ下山し、尾崎丸を過ぎたあたりで、歩道から少し右に上がったところに位置する曲輪だと推測をしております。

今回、この曲輪の先端部分の遺構を保護するため、約50本程度の樹木を伐採しましたので、議員御指摘のように、眼下が見おろせるようになりました。

今後は、これも議員のほうからありましたように、見晴らしのよいポイントの一つとして、案内標識の設置と土のう積みで階段状の登り口を

整備し、登山者に眺望を楽しんでいただける場所にしていただければと考えているところでございます。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 今も郡山城には県外からもたくさんの方が登っておられますので、できるだけ早急に案内看板を取りつけていただきますよう、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

郡山城跡は、風致保安林に指定されており、樹木の伐採が禁止されています。そのため、木の枝打ちや間伐など、山の手入れが長年行われなかったために、密集した木々に光が遮られ、地面に新しい芽が出にくくなっているのが下草の生えない要因の一つだと言われています。

また、毛利隆元公の墓所から郡山公園に向けての遊歩道わきの水路も、整備後、年数が経過しているため、排水用の土管が土砂で詰まっており、大雨のたびにあふれた大量の水が、清神社西側の祇園谷に流れ込んで、土砂災害が心配されています。

郡山には、ほかにも谷筋で水の流れが集中して、石ころが大量に流されており、これが堆積したら土石流のおそれがあるのではないかと考えられます。麓に学校があるので、非常に心配です。今の荒廃した山の現状を見ると、国史跡である郡山城跡の歴史的な価値を高めていくとともに、山としての本来の機能を取り戻していくための対策も喫緊の課題だと思います。

郡山城跡は、国の史跡ということで、教育委員会に任せてしまっているところがあると思いますが、緑豊かな郡山を後世に、確実に責任を持って引き継いでいくために、教育委員会だけでなく、山の維持管理に対応するために、農林水産課や有害鳥獣対策を行っている地域営農課、そして山の維持管理専門の学識経験者などを入れた横断的なチームをつくって、史跡の保存と山の維持管理を並行して取り組んでいくべきだと思いますが、市長のお考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「山の維持管理の観点で、山の機能を取り戻すことが必要ではないか」についての御質問にお答えします。

森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、木材を初め林産物の供給等、多面的機能を持っております。

森林が持つ本来の機能を持続していくためには、植林、保育、間伐等の適切な森林整備を推進していく必要がございます。

郡山城跡の周辺の山林につきましては、風致景観を維持するための風致保安林で、伐採には制限がございます。

今後、森林の持つ本来の機能を取り戻すため、森林整備の経験を豊富

に持つ、多数の皆様方の知識を得ながら、関係部局が連携を取り、可能な範囲で伐採などの森林整備を進めていきたいと考えております。

この問題、議員御指摘のとおりで、今までは歴史を守るということで、教育委員会に任せっきりということもございますけれども、反面では、国土保全、風致保安林とかという面もございます。これも、行政が例えば風致保安林につきましても、税制免除とか、こういう面で旧吉田町が整備してもらったとなつとるんで、歴史につきましても、この郡山という歴史ということなんで、認定をしてもらうことは簡単なんですけれども、いざ、変更とか、こういうことを加えることは非常に難しいのが今の日本の状況です。

風致保安林にしても、当初要望した計画書があるわけでもございまして、このことに反することを言わにゃいけないんで。都合のいいときには、切らせてくれとか、言うんじゃ困るんで、歴史的な今の指定にしてもそうですね。やっぱりそのことの今全体的に、根本的に絶とう思うたら、その改良とか保全とかいうのは、計画書の見直しから原則とか必要になります。だから、時間もかかります。せんとするんじゃなしに。

だけれども、当面のさっきの写真のように、維持管理上必要なというのは、やっぱりそういう方面からもできると思いますんで、この辺のことは少し協議をして、県のほうとか国のほうにも訴えていきたいと。当面ですね、ことしの風致保安林にしても、今以上のいわゆる、そういう守る意味の補修工事をやってもええという許可も最近もらってます。歴史的なものもそうなんですけれども。全部が全部とかじゃなしに、価値のあるものは残しながら、価値の管理を計画しながら、やっぱりこれ観光資源等でも使わにゃいけんわけですから、そういうことはしっかり考えていきたいと。

議員御指摘のとおり、そういう成果が徐々に見えつつございますんで、理解と期待もしてもらいたいと思いますけれども。今年あたりも、かなりの整備をしていきたいと思います。

ただ、これは維持管理の範囲内ということで、整備をしていますんで、抜本的な整備をするときには、今度は計画書の見直しから必要になってくることは御理解してもらいたいと思います。

以前とは全く違った形で、今整備工事は進んでおると思いますんで、また御期待をしてもらいたいと思います。しっかり郡山のことを大事に、維持しながら、また歴史とか風致とかいうことの目的を守りながら、景観も維持管理も適正に行うということはしっかり行政として考えていきたいと思います。このことが郡山を町の活性化にもつなげる一つの秘訣だと思います。

よろしく申し上げます。

○先川議長

答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員

市長から力強い答弁をいただいたので、大変心強く思います。郡山城

から城下を見たときに、非常にうれしかったです。関係部局の連携をしていかれるということで、山の改善に効率よく、また成果も上がっていくと思います。

教育委員会の立場では、どのように考えておられるか。今の連携等について、教育長にお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「山の維持管理の観点で、山の機能を取り戻すことが必要ではないか」との御質問にお答えをいたします。

教育委員会では、現在、史跡毛利氏城跡保存活用計画の策定に取りかかっているところでございます。

先般、開催しました委員会におきましては、実際に郡山の現地調査を行い、その中で、伐採には樹種及び植生の調査が必要であること、また山の保水力は立木との関係が非常に強いことなどを委員の皆様方から意見として御指摘をいただいております。

今後は、これらの意見を参考に、最終的には来年度、計画を策定したいと考えておりますが、今後、維持管理や整備に当たっては、議員御指摘のとおり、関係部署等と連携を密にとりながら、学識経験者の意見も参考にし、郡山を山としての本来の機能を守りつつ、大切な史跡を保存できるよう、総合的に事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

先ほど市長の答弁にもありましたが、今後関係部局としっかりと連携をし、整備に取り組むようにということの指示も受けておりますので、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 文化財係も職員も少ない中で、教育委員会文化財係の職員が、本来の業務に全力投球ができるようになることを願っています。

2番目の質問に移ります。防災について質問します。

安芸高田市では防災に必要な情報を地図に重ねて閲覧できるWEB版ハザードマップのサービスが9月から開始されています。パソコンやスマートフォンから土砂災害の危険箇所、河川の浸水想定区域、避難所の位置などを確認することができ、とてもわかりやすいハザードマップになっています。6町全域の危険エリアなどが示されており、自分の住んでいる地域の危険箇所なども簡単に見ることができます。

しかし、まだこのサービスのことを知らない方もたくさんおられます。市民への周知と防災への啓発を図っていくためには、いろいろな機会を通してハザードマップ活用の説明会などを実施されたいと思いますが、考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「ハザードマップの説明会」についての御質問にお答えします。

昨年度には、土砂災害危険区域と想定最大規模の浸水想定区域を合わせた安芸高田市版のハザードマップを作成し、私自身が各町を回って説明会を開催したところでございます。

今年度9月には、土砂災害、洪水、地震のほかに、ため池についても掲載したWEB版のハザードマップを作成し、ホームページから一般に公開をしております。航空写真と重ねたり、縮尺を自由に変更して印刷もできるよう整備をしたところでございます。

市民への周知といたしましては、広報あきたかた10月号に記事を掲載をしたほか、自主防災組織での防災講和の際に紹介をしているところでございます。

市民の皆様方に、ハザードマップを有効に活用していただくためには、大きな単位で説明会をするよりも、自主防災組織や振興会、自治会あるいは老人クラブといった小さな単位で職員を呼んでいただき、説明させていただくのが効果的と思っております。

御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 先ほど市長が言われたハザードマップの説明会では、ハザードマップを見て自分の地域も安心できないんだなということで、びっくりしておられた参加者の人もたくさんおられました。今後は、そういう先ほど言われたような、いろいろな機会を見つけて、ハザードマップの説明であるとか、防災についての関心を高めていくことを継続していただきますよう、お願いいたします。

WEB版ハザードマップは非常によくできてるんですが、見る人は限定されていると思います。印刷したハザードマップを個別配布して、活用するのが一番よいと思いますが、ハザードマップを市民に配布される計画はあるのか。またあればいつごろになるのか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 昨年、私自身でハザードマップの説明会をして歩いたんですけども、御指摘のように、各町内ですから、もっと細かい範囲のものがいいかもわからんと。そして、防災理念が変わるとるんですよね。昔は市民の方々、洪水が起こったら、家がつかるんじゃないかとかになってたんですけども、今ちょっとほかの概念も入ってきてるんです。そのことを市民に優しく説明をしなければならぬと思っております。

どういうことか言うたら、例えば、ため池の危険性とか、今ごろ農業が余りやらんために、ため池のいわゆる維持管理が怠ったりしてるんで、

危ないもの、危ない水のたまったものが頭の上にあるということをみんな忘れとってんですね。これ。そのことも、これは受益者負担ということで、本来なら受益者が負担、管理しないといけません、そうは言っておられないので、行政としてもアドバイスしていかにかいかなと。

もう一つは、この安芸の国、この安芸高田は花崗岩で、いわゆる土石流の起こりやすい国なんです。今ですね、呉市から安佐北区行ってますけれども、今度は安芸高田ですね。来てもおかしくないということなんで、こういう土砂についての危険性もしっかり考えておかにやいけないうので、今そういうことを危機管理課ではマップに載せてるんですけども、今までの概念が、やっぱりそういうことをしっかり市民に説明しないと、うちの家は大丈夫とかなってくるんで、こういう概念のもとにこのマップを説明していきたいと。マップは各戸別に配布するつもりですけれども、そういう啓発も兼ねながらしていかないと意味がないということでございます。

詳細は担当部長が説明しますけれども、こういうことは急ごうでということ、今申し合わせをしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 ハザードマップの紙ベースのものの配布ということだと思いますけれども、先ほど最初に市長が答弁いたしましたように、今年度の9月にWEB版のハザードマップを作成し、ホームページ等で公表いたしておるところでございます。それにつきましては、加工ができて、打ち出しもできるというものでございます。

お尋ねの紙ベースのハザードマップにつきましては、現在御承知と思いますが、広島県において、高宮町と向原町において、土砂災害の危険区域の指定に係る説明会をされております。先般完了したと聞いております。これまで残る4町については、既に指定をされておることと、今年度中に高宮と向原町の指定がされます。それを受けまして、それらを含んだものを来年度配布できるように、今考えておるところでございます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 既にしっかり準備されてるようなので安心しました。

今朝のNHKニュースでは、災害が発生すると、WEB版ハザードマップを見る人が急にふえてつながりにくくなるので、SNSの活用も検討していると放送されていましたが、安芸高田市ではこのような検討はされているのか、伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 私も今朝ほどそのニュース見させてもらいまして、ちょうど閲覧と言いますかね、する時刻と災害発生する情報提供の時間がちょうど一致しておって、なかなかふぐあいが発生したという内容だったと思いますけれども。お尋ねの部分につきましては、昨日の他の議員さんの一般質問でもお答えしましたように、各年代における情報の取得というものが、総務省のデータによりますと、どう言いますか。インターネットも当然なんですが、スマホによって、Facebookであったり、ツイッターであったり、最近ではLINEがほとんど占めとるようにデータではございます。

それを受けまして、現在も検討しておりますが、お太助フォンによる緊急告知もございます。そういった部分も踏まえながら、各年代層、若い世代には先ほど言いました、LINE等によって、一斉に情報の発信ができる形。50代、60代以上については、お太助フォンでという各世代に合った形での情報発信が必要じゃないかということで、今調査研究をしているところでございます。また来年度あたりにかけて、さらに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

大きな災害になればなるほど、みずからの安全はみずから守るという、自助と同じように自分の地域は自分たちで守るという共助が重要になってきます。家族だけでなく、地域でいかに早く、安全なところに避難するかということが求められます。そのためには、自主防災組織の活動は大きなかぎを握ると思います。

安芸高田市では多くの地域で、自主防災組織がつくられていますが、災害を経験した地域と、余り災害に縁のない地域は、災害意識にも温度差があるように思います。

私は、防災訓練などを積極的にやられている吉田町の川向地区の自主防災会の会長さんのお話を伺いに行きました。この地域は、平成18年に台風による水害で、大きな被害が出て、それ以降、地域で取り組む防災への意識が高まり、平成24年に自主防災会を結成して、活動を始めたということでした。

24年度以降の自主防災訓練実績を見させていただくと、毎年2回防災訓練を実施されています。訓練内容も多岐にわたり、AEDや消火器の使い方、土のうの袋詰め作業、過去の水害の検証や対策、避難訓練などのほか、必要に応じて危機管理課の職員や市消防本部の職員を講師に招いての防災に関する勉強会や実地訓練も実施されていました。また、避難時には地域を3人から7人の班に分けて、それぞれの班に責任者を決めて班ごとに避難できるように、避難マニュアルが細かく決められていました。会長宅には壁にハザードマップが張っており、お太助フォンの横

には緊急時の連絡先の一覧表が置かれていました。近所の主婦の方に防災会のことを尋ねたら、私たちの地域は会長さんが熱心に取り組んでおられるので安心なんですよ、と言われていました。私たちの地域も自主防災会を組織して勉強会もしていますが、活動のレベルの違いを痛感しました。

近年は、ゲリラ豪雨が多発しており、いつどこが被災するかわからないのが実情です。市民の防災意識を高めて、組織全体のレベルアップを図っておくことが大切だと思いますが、自主防災組織のレベルアップのために、どのようなことに力を入れておられるのか伺います。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「自主防災組織のレベルアップ」についての御質問にお答えをします。

自主防災組織のレベルアップにつきましては、2年前から自主防災組織等連絡会を開催いたし、未組織の地域も含めて、全ての地域の代表者等に集まっていただき、防災の基本的な知識の研修、防災活動のお願い、情報の共有などをさせていただいております。

また、昨年度は、広島県から講師を招いて、地域防災リーダー養成講座を開催し、防災の啓発や自主防災活動を実践していただく91名の防災リーダーを認定いたしました。引き続き、育成を図ってまいりたいと考えております。

このように、補助金とともに県の事業や講師を活用しながら、また活動事例などを情報共有しながら、市全体の防災活動の底上げに取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

行政といたしましては、この自主防災というのは、非常に最大の課題であると思っております。ただ、これは行政だけができるものじゃないんで、皆さん方の意識の中には行政がやってくれるからいいよと言うんじゃないしに、行政は手を抜くと言うんじゃないしに、行政活動しますけれども、初期の課題はやっぱり地元でやるというのが一番です。行政が行こうと思っても、道路が混んで行けないとか、また多数発生したら消防車が間に合わんとか、こういうこともございますんで、基本は自主防災によって地域の方々が初期的な活動をしてくということ。こういうことを今、心がけております。この意識の違いが地域にあって、防災活動の盛んな地域とまだ自主防災組織のつくってない地域もあるんですね。これ。だから、全体につくってもらわなきゃいかんと。自分のことは、自治と言って、行政が手を抜くんじゃないしに、そこを自治をしっかりとやって、初期段階をやってもらいながら、行政もちゃんと行くんだということです。1カ所だけの防災の援助ならたやすいですけども、阪神大震災みたいに多数のところになっちゃうと、行かれんこともありますよ。ただ、そういうことは自分自身、市民の方々が自己の責任において、しっかり初期防災をやってもらおうと。我々は、この自主防災をちゃんと組織運営が

できるような支援をしていくと。もちろん、さっき説明しました防災教育とか、そういう器具の提供とか、こういうことはしていかにやいけんと思いますけれども、一体となって、この大事な命を守っていくんだということをしていくと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

防災というのは、行政だけじゃないということでございます。一緒になってやらなければ、うまくいかないことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 このたびの一般質問に当たって、危機管理課に再三話を聞きに行きましたが、業務が多岐にわたる中、非常に頑張っておられるので、本当に心強く思いました。

次の質問に移ります。

災害弱者への災害時対応については、昨日同僚議員が質問しているので、重複するところもあるかもしれませんが、質問させていただきます。

災害時に、みずから避難できない高齢者、乳幼児、障害者などの災害弱者について、そのような方がどのくらいおられるかを把握して、どのように援護をして避難していただくかという準備をしておくことが重要だと思えます。個人情報保護との兼ね合いもあるとは思いますが、災害時の避難に援護が必要な方は、どのように把握されているのか伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「災害弱者の援護」についての御質問にお答えをします。

本市においても、災害時に自力で避難することが困難な方が安全に避難できるように、対策に取り組んでいるところでございます。

昨日も答弁をさせていただきましたが、障害の程度など、一定の要件を基準にして、自力で避難できない方、避難行動要支援者の名簿に登録し、災害時には、消防、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織の方に支援をしていただく、避難行動要支援者支援制度に取り組んでおります。

現在の名簿は、一定の要件の方を中心に抽出したものでございますが、要件に該当しない方が自力で避難できないという人をいかに把握し、名簿に反映させるかが課題でございます。

個人からの申し出だけでなく、自主防災組織や民生委員さん、あるいは生活支援員さんとともに情報を共有し、対応できる仕組みづくりを検討してまいりたいと思います。

先ほど申しましたように、名簿の作成はしているんですけれども、まださらに精度を上げないと実際に役に立たんと思っております。また、この弱者の中には、外国人の方もおられますので、そういうことを踏まえたときの緊急時にどうするかということシミュレーション、訓練を含

めてしていかないと、いざ災害のときには、なかなか対応が難しくなるので、今後はこういうことを注意しながら、名簿の精度を上げていきたいと、かように思っています。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

江の川では、洪水被害を減らすために、樹木の伐採、土砂撤去の国土強靱化対策工事が行われています。これら的大がかりな工事により、江の川の水の流れは大きく改善されるものと思いますが、多治比川や大土川などに、どのような影響があるのか、また内水氾濫は改善されるのか、伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「江の川の洪水対策として樹木の伐採、土砂撤去が多治比川や大土川にどのような影響があるのか」との御質問にお答えをします。

現在、江の川で行われている樹木の伐採、土砂撤去につきましては、近年、激甚化している災害により、全国で大きな被害が頻発している状況を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、国土交通省が実施をしているものであります。

樹木伐採、土砂撤去を行うことにより、江の川本川の流下能力が増大し、河川水位の低下を図ることができます。その結果、多治比川や大土川の支川から本川への流出も安定し、内水氾濫の低減も図られることとなります。広島県におきましても、多治比川、大土川等の河川しゅんせつを実施すると聞いております。

本来ですと、河川改修を行い、抜本的な解決を行うべきではございますが、時間を要することから、早期に治水効果が発現できる土砂撤去を今後も国、県に対して継続して要望してまいりたいと思います。

このたびの災害におきましても、多治比川、戸島川とか、大土川とか、いわゆる県管理の江の川支川においても、なかなか河川改修が終わっていないということがございます。そのことによって、市民の方々に避難をする水準が、その頻度がたくさんやってきます。この雨量でも普通の川だったらいいのに、戸島川とか多治比川だったら避難をしてもらうということになってますんで、これ抜本的には議員御指摘のように河川改修です。ただ、河川改修と言っても、なかなか国、県にお金がないので、当面は私が国、県に対して言っていることは、砂を取ってくださいということです。砂を取るということは、抜本的な解決ではございません。当面、砂がたまるまでは流下能力を上げるわけですから、そういうことの要望をしていくんですけれども、なかなか抜本的には大きな河川改修という大きなテーマでございまして、安芸高田市のことでもございまして、直轄管理者である建設大臣とか、県知事に要望していくのが筋だと思っておりますんで、この要望を怠ると言うんじやなしに、その時間

がかかるので、その間、何とか待たにゃいけん。草刈りとか、堆砂を取ることによって安全度を高めていきたいのが現状でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 多治比川は大雨のたびに避難勧告が発令されているのが現状で、付近の住民の方は非常に不安に思っておられます。

昨年度は多治比川の2カ所で土砂のしゅんせつが実施されましたが、将来にわたって、安心できる河川改修については、どのように考えておられるか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 当然、多治比川は県管理でございますので、湯崎さんに対して、河川改修をしてくれということは、しっかり要望していきたいと思えます。

県財政がまたよくないんで、そういうことを言うたら、小手先じゃないですけども、砂を取ってしのぐとか、ということになってますけれども、抜本的には議員の皆さんと一緒に、河川改修の要望が必要だと思えます。これしていかんやいけん。

県のほうも道路つくってるんですけども、河川改修をしてないために、今の多治比川のところの大山鉄工さんの前がどどんとつかると。これどうしてか言うたら、河川改修してないからですよ。河川改修してないから、吉田口のところの県道へ砂がつかるといことなんで、抜本的な解決というのは改修してもらわにゃいけん。

このことも、なかなかお金とのバランスになってくるんですけども、どうあってもうちの市民を守るためには、改良の要望はこれからもしていきたいと、かように思ってます。

何を先駆けても、いわゆる警報を出す頻度が高いというのが気に入らんですよ、私も。普通よその河川改修であれば、普通の流れなんですけれども、うちの川、すぐに警報出さにゃいけんのです。断面が足らんからですね。洪水の川の水位に対して出してるわけですから、改修しない限り頻繁に住民の方々に警報出すということになりますんで、こういうことはしっかりと議会とか私と行政とか一体となって、国、県に要望しながら早期な河川改修を図っていく必要があると思えます。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 住民にとっては、安心、安全が第一ですから、引き続き、国や県への要望をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

治水は治山からとよく言われますが、近年山の手入れをしなくなったため、山が荒廃し、山のダム機能が低下したことが洪水や土砂災害が多発する要因と思われま。日本治山治水協会の津元専務さんに聞いたお話は、非常に印象に残っています。山は、緑のダムと言われており、空

気をきれいにするだけでなく、雨が降ったら水を蓄えて、少しずつ谷から川へ水を送っていくというダム役割をしています。木のないところに木を植えたり、下草を刈ったり、間伐をして光を入れやすくすることで、下草もよく生えるようになります。山の管理や手入れをすることで、山の保水力が増して、木の根っこが強くなって土砂崩れも発生しにくくなります。木のあるところと、木のないところでは、土が流れる量が約3倍違うと言われていました。多くの人が山の大切さを認識して、みんなで山を管理するようになれば、山のダム機能は確実に向上するので、必ず防災、減災につながってくるというお話でした。郡山城の整備や維持管理にもつながる話だと思いました。

私は先日、県の林務の仕事に長年携わってこられた方と郡山城に登りました。「郡山城は確かに荒廃がひどいが、今ならまだ回復できる。郡山城をみんなの手でしっかり手入れして、今の10倍の観光客が来るようにしましょうや。私もお手伝いをしますよ。」という話をされました。ありがたい話です。その方と山の話をする中で、「安芸高田市の森林が水を蓄えるダム機能は、土師ダムと比較したらどれくらいになるのか。」という質問をしたら、「それは、ちゃんとした計算式があるので、家に帰って計算してからメールしてあげますよ。」と言われ、その日のうちにメールが入りました。安芸高田市の森林が雨や雪などで降った水をためる働きを土師ダムの貯水量と比較したら、森林が年間蓄える水の量は土師ダムの約61倍という数字が出てきました。山の維持管理がいかに大切かということが、よく理解できました。計算式の最後にメッセージが書かれていました。「適正に管理された森林は、水を蓄える機能一つからでも、このように大きいことがわかります。このほかにも森林の役割は、国土の形成や生活環境の保全、安らぎや憩いの場の提供、地球温暖化防止などにも貢献するなど国民の生活に深くかかわっています。これらの適切な管理により、森林の有する多様な機能の維持、向上を図るためには、行政はもとより、全市民と一体となってワンチームになって森づくりに取り組むことが大事であると考えます。」と結んでありました。

浜田市長は、この12年間で随分多くの事業に取り組み、成果を上げてこられました。昨年度から、昔のように、人が山の中に入っていきような、山の事業に取り組むということで、森の学校プロジェクトをスタートされましたが、山の事業を継続して、森林資源の適切な管理により、水害や土砂災害を未然に防げるよう、里山管理の取り組み、すなわち安芸高田市の森づくり事業を10年、20年、30年という長いスパンで推進する必要があると思いますが、市長の森づくりへの考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「防災における里山管理の取り組み」についての御質問にお答えします。

近年、森林が十分に手入れをされず、放置と荒廃が目立ちます。森林災害の中には、山地崩壊による土砂災害も発生しております。

要因として、間伐をされなかったことで木の幹が太らず、木が根を張らず、降った雨が地下深くまで浸透せず、表面の土壌流出などが考えられ、放置され、荒廃した森林の対策が課題でございます。議員御指摘のとおりでございます。

これらの課題解決のために、今年度、森林経営管理制度が創設されました。この制度は、経営管理がされていない森林と市町が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぎ、森林を管理する制度です。この制度を充実させ、森林資源の適正な管理を図りたいと考えてます。

このたび、皆さんが払っている森林管理制度というのは、森林税というのがあります。このことを、この地球温暖化という大きな地球環境の観点から設けられた制度でございますけれども、この安芸高田市、山が多いんですから、この制度を利用して、活用をしていかにやいけん。そうすると、都会に負けない事業の活性化ができる。今、企業誘致とかやってますけれども、同じような効果も出てくるということなんで、この制度をいかに利用するか。そのために、市民の土地所有者の理解が要ると思いますけれども、この辺のことを市民啓発もかけていかにやいかん。今回の法律では、例えば、地権者がおられなかったら、法的に手続をすれば、仕事ができることにはなってますけれども、こういうハードルを越えながら、活性化につなげていきたい、思ってます。

私、これから事業を一度やれと言われたら、最重点事業としてやってみたいと思ってます。これが市の活性化につながる大きな事業になると思います。お金のほうも森林税という形で、皆さんから徴収するわけですから、このことを有効に活用しながら、議員の御指摘のように、防災とか観光とか、いろんな地球温暖化とか、そういう大きな機能を持った森林を大切にすることは、大切なことと思います。

議員と同感でございます。しっかり森林を活用した活性化に取り組んでいきたいと思えます。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 市長の山への考えを聞いて、とても心強く思いました。

先ほど話をしましたが、市外の方が安芸高田市の山や郡山城を守るのを手伝っていただくという話を聞いて、自分もこのままじゃいけんと思って、先日、チェーンソーとヘルメットを購入する予約をしました。来年は、小さい木の1本や2本は切って、私も少しでも役に立ちたいと思っております。

山を行政や市民が一体となって維持管理をしていくことが、温暖化防止にもつながり、防災につながり、鳥獣被害対策にも必ず結びつくと思います。山を守っていく事業は、子や孫の時代はもちろんのこと、後世への安心、安全という最大の贈り物になると思います。まだ市長の任期

は4カ月もあるので、山を守る事業に勢いをつけてください。浜田市長らしく常に新しいことに挑戦して、最後まで全速力で駆け抜けていただくのを期待して、私の一般質問を終わります。

- 先川議長 以上で、芦田宏治君の質問を終わります。  
この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
7番 石飛慶久君。

- 石飛議員 7番、無所属、石飛慶久です。

まずもって、市長さん、3期の任期途中で、市長をこの期限りという決断をされましたこと、長として、本当に長い間、御尽力していただいたことに深く感謝し、残りの4カ月間、市長として、長として、しっかりと本日の答弁もいただきますことを期待しまして、私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

大枠1点についてお尋ねします。

市税について。市税というのは、自主財源3割自治と言われている本市にとって、本当に基本の部分だと思います。この基本の部分について、質問させていただきます。

地方税法に基づく市税の条例規定のあり方、または国の法整備のあり方を念頭に置き、以下のことをお伺ひします。

(1) このことは中国新聞で偶然、去る11月23日に掲載された記事がありました。住んでなくても住民税ってという題目の記事です。(1)としまして、本市において、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないものの市県民税の賦課状況を、まずはお伺ひいたします。

- 先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 ただいまの「市内に家屋敷を有する個人に対する、市内に住所を有しないものの市県民税の賦課状況」についての御質問にお答えします。

条例では、市内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない人に対して、市民税の均等割額を課することとされておりますが、毎年1月1日現在、当該家屋敷に居住しているか、老朽化により居住できる建物であるかの確認等の実態を把握することが困難であり、税負担の公平性を担保できないため、現在のところ課税をしていないというのが実情でございます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

- 先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員 生活状況が確認できないということですが、多分、税務課のほうでは、1月1日の登記のほうの確認はされてると思うんですね。毎年。それと現況との整合性が合わんという、答弁だったと思います。

これは、全国的な課題だろうと思います。その敷税というものは、広島県内においては、その敷税を取ってるのが3市あるという状況ですね。そういうことがあるという、ただし市条例では取るんだよということも、次の3番の質問になりますので、余り深堀をせずに、2番目の質問へ行きたいと思います。

家屋敷税とは具体的に何か、また家屋敷税は、市内在住者に、賦課されているのか、家屋敷税を賦課されている方はおられるのかをお尋ねします。

○先 川 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの「家屋敷課税の内容」についての御質問にお答えします。

家屋敷課税とは、市内に事務所、事業所や家屋敷を有しており、市外に住民登録がある個人に対して行う課税であります。

これは、市民でなくても、市内に有している建物について、道路、水道、防災といった行政サービスを受ける機会が生じるということから、一定の負担をしていただくものであります。家屋敷課税は、市内在住者に賦課されるものではなく、市外に住所を有する者に賦課されるものでございますが、本市におきましては、先ほど回答いたしましたとおり、家屋敷課税は賦課をしておらんのが現状でございます。

御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先 川 議 長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員 家屋敷税と言っていました、正しくは家屋敷税という言い方なんですね。まずは訂正させていただきます。

家屋敷税というものを全く賦課されてる方はいないというのが本市のあり方だということですね。それは一応確認いたしましたので、次の質問にいきたいと思います。

市県民税の実態と市税条例、規則との整合性をお伺いします。

○先 川 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの「市県民税の実態と市税条例・規則との整合性」についての御質問にお答えします。

安芸高田市税条例では、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの、市内に寮等を有する法人で当該市内に事務所または事業所を有しないものについては、市民税の均等割を課するよう規定をされております。

しかしながら、毎年1月1日現在、当該家屋敷に居住しているか、老朽

化により居住できる建物であるかの確認等の実態を把握することが困難であり、税負担の公平性を担保できないため、現在のところ課税をしていないということが実情でございます。

今後、他の市町の状況を見ながら、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 本当、地方税法というものも昔からあった税法だと思います。昭和27年だったかな。つくられて、それからその当時の状況というものがあつたんだろうと思うんですね。確かに市民税を払って公共の施設等に資するときに協力しなさいという形の税金だろうと思います。

先ほど市長もはっきりと答弁されましたが、実際には家屋敷税というものは賦課する条例になってるのが現状だけれども、全くそれは賦課はされてない。理由は先ほど言われたような状況なんでしょうけれども、じゃあそんなものが現在要るんだろうかどうかという議論も、しっかり検討しなくちゃいけないし、家屋敷税というものが固定資産税と何かオーバーラップしてるんじゃないかという不自然性もありますよね。本市では、現在は国保も資産割合は外しました。昔は、本市では国保税、資産割合があるっていうんで、固定資産税と重複する二重課税みたいな感じのところがあつたけれども、今はそれが修正されて、資産割合がなくなりました。

であるならば、この家屋敷税、これも何か二重課税みたいな感じのあるもの、本当にこの市税にしても必要でなければ、外してもいいんじゃないかと。他市町の状況を見ると言われましたが、これは本当は地方から現場から声を出していてもいい話ではないかなと思いますね。

ということで、市長の思いを一言いただければと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この家屋敷税が妥当か、あるべきかどうかという議論をこれからもしていかにやいけんと思います。これを踏まえた上で、例えば税の公平性をするための住んでおられる方の実態の把握がどうしたらできるかということも合わせて検討しながら、この制度については慎重に検討していきたいと、かように思ってますんで、御理解してください。

今まで検討しないというのは、行政の怠慢じゃ言うたら、怠慢かもわかりませんが、他の市町もこういう事例が多かったということで、おいおい理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 本市もやっぱり法に基づく法令遵守の自治体でございますので、法が不整備であれば、条例も改正し、家屋敷税なんか取らないよということであれば、しっかり明文化するとか、いう形を本当に早急に検討して全

国の中でも本当に確固たる自治体であるということを示すためにも大切ではないかと思います。

ということで、その辺を先ほどお約束いただいたということで、次の質問にいきたいと思います。

4番、総務省のオープンデータによると本市の平成30年度における固定資産税の課税標準額・法定免税未満は、土地が8億5,646万5,000円、家屋が1億5,768万9,000円。筆数または棟数は、土地が3万1,261筆、家屋が2,365棟です。固定資産税における土地、家屋の免税点を思い切って廃止したらいかがでしょうか。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「固定資産税の免税点の廃止」についての御質問にお答えします。

固定資産税の免税点とは、固定資産税の課税標準となるべき額が一定額に満たない場合に課税することができない額のことを言います。土地にあっては30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円と、地方税法で定められておりますが、財政上その他特別の必要がある場合においては、市の条例の定めるところにより、免税点に満たない場合でも固定資産税を課することができるかと規定をされております。

現在のところ、広島県内においては、課税標準額が免税点未満である場合に、固定資産税を課税をしている市町がございませんが、他市町の状況を見ながら検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 　　答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 　　さっき他市町の状況を見ながら、ということで、回答いただいたんですが、まずその免税点をもし思い切って廃止したらどうなるかというシミュレーションもしていただいたらもっとおもしろかったと思うんですが、まず数値のほう大丈夫だったと思うんですが、免税点の総額、これ総務省のオープンデータですから、ビッグデータと言うんですかね。公共機関が出てからオープンデータと言うわけですね。これをどんどん有効に利用していくということが、今のそういう時代に合ったサテライトオフィスじゃないですが、ビッグデータを活用したまちづくりになってくるんだろうと思います。

もし土地を免税点を廃止したら、固定資産税が大ざっぱですが、1,199万1,000円です。家屋だったら220万8,000円。総額1,411万9,000円というものが、これ全部入っての数字ですけれどもね。入ると。多分税務課のほう、私が数値出してますから、あらかた筆数とか、棟数とか区分けして分析してると思います。

市税の収入がふえるという観点では、どのように思われるかを、まずお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市税がふえるということには越したことはないんですけども、このことによる影響とか、自信がないと言うちやおかしいけれども、行政よく言うことですけれども、他市町の状況見ながら判断してもらいたいと思います。我々の勉強不足なんで、これから勉強して、しっかりと適正な対応をしていきたいということで御理解してもらいたいと思います。

行政用語で他市町とはよく言うんですけども、間違いであれば、また他市町があっても、しないんで、この市町において、そういうことが市民に対して、その適切なことかどうかいうことの判断材料が、ちょっとないんで、ここらの勉強をさせてくださいという意味でございますんで、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 市長も発想力の人で、思い切った発想で、いろんな事業を展開していただきました。これは事業と言うよりは、基礎部分の財源の取り方の手法だと思います。ここも思い切って、他市に負けないぐらいリードをしてやるぞという、気構えでやっていただいたら相当にインパクトの強いことだと思います。県内では、この固定資産税の免税点を廃止したところはまずはないと。全国であるかないかというのは、確認が取れないというようなことだろうとは思いますが。であるならば、本当にこの今の家屋敷税の関係とか考えると、本当に税法的にも、ちょっと本当に見直すべき部分だろうと思います。

この税法の何で免税点ができたかという部分だと思います。結局この地方税法とかいうものは、昭和25年度につくられたものですよね。そのときから、もう免税点というもの、30万という枠があったんだろうと思います。となると、その30万の枠、昔は多分手書きで固定資産税評価をして、抜粋して計算して、手間がすごくかかったんだろうと思います。

でも、今はもう固定資産税の評価と税額なんか、瞬時です。時間もかからない。お金もかからない。ましてや、先般10月の予算委員会の中で質問が出て、御回答をいただいたところでは、納税通知書の封入作業、委託料、1通につき、固定資産税だったら50円。県民税だったら37円という経費がかかります。50円の経費がかかるんだったら、100円税収があればいいわけですよ。上はある。

そういうことを考えると、評価額が20万だったら固定資産税が140円もらえるんです。課税価格が15万だったら70円。10万円だったら10円。でも、私の場合は、もういっそのことゼロにしろと。ゼロにしても、これは公平性の観点からいけば、当然いただくものはいただくという考えをすべきと。家屋敷税というものを賦課してない以上、土地をお持ちであれば、当然税金を払いなさいと。電力代でも2円での請求書来ますからね。そういうことを思ったら、思い切ってやるべきだろうと思います。

再度市長に質問したいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘の趣旨はよくわかりますけれども、行政がやるとすれば、ここで単にやるとかやらんとかじゃなしに、ある程度の自信、確証を持っていきたいと思うんで、私こう答弁してるんでございますけれども。こういう提案をなされたということは、進歩でございますんで、このことでやるとかやらんとかいうのは、また皆さん方に提案していきたいと思いますが、こういう問題意識が今までなかったということなんですよ、要は。

私、吉田町時代からやってますけれども、全然こういう問題出てこなかったと。市長になってからも、こういう問題出てきたの今回初めてなんで、こういう問題提起を受けて放っとくんじゃなしに、足元におかんように、検討もしていかにやいけんという認識でございますんで、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 本当いろんな問題があるということ、固定資産税をかけるという賦課をするということには、慎重にならざるを得んということがあるんですが、私の目的とするものは、次の5番の質問に通じてくるんですが、どうして免税点を廃止するべきかというのは、やっぱり税金払わなくてラッキーだという声も結構あるみたいなんです。

ということは、やっぱり税の不公平性が如実にあらわれているというように思えるという状況が全国的にあるんだろうという状況です。

5番目の質問に移っていききたいと思います。

近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がされないことなどを原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、または判明しても連絡がつかない土地が生じ、その土地の利用などが阻害されるなどの問題が生じています。そのため、政府においては、経済財政運営と改革の基本方針2018などで、相続登記の義務化等を含めて相続などを登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携などによる所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組みなどについて検討し、2020年度までに必要な制度改正の実現を目指しております。

課税主体の本市として、収納率を下げる原因である旧態依然とした地方税法、または不動産登記法に翻弄されているように思います。国・政府等に不動産登記の申請義務化要望を出すなど、積極的に行動をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「所有者不明土地」についての御質問にお答えをします。議員御指摘のように、土地所有者が死亡して相続が開始されても、相

続登記がなされない固定資産は年々増加をしております。

この場合、相続人を調査する必要がございますが、調査には相当の時間と労力を要し、調査の結果、相続人が判明し、納税の願いをしても納税に応じていただけない場合や、調査の結果、相続人が不存在である場合には、納税通知書を送付できないといった状況となります。本市としても苦慮をしているところでございます。

また、長年、相続登記をせずに放置していたため、不動産を処分する場合において、相続人の数が多くなり、また相続人の一部が行方不明等により、処分することができないため、公共工事にも支障を来す恐れがございます。

このような状況を解消するためには、相続が発生した場合に、相続登記を義務化するなどの仕組み、制度改正が必要であり、申請義務化について、国等へ要望をしていきたいと考えております。

さっき議員御指摘のように、この課題については国のほうも検討を始めてますけれども、具体的にこうせいという通知はないんですけれども、大きな日本の課題だと思いますよね。これを私が先駆けてやるというのもいいんですけれども、課題として受けとって、どのようになつとるんかということは、今後担当部長に聞いてみたいと思います。そういうことで、御理解をしてもらいたいと思います。

この小まい町が日本を先どってから、先に行くというのも、私の意図するところなんですけれども、なかなか課題が大きいような気がしますんで、御理解をもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 今市長はこういうことを実際してみたいという本心をちょろっと言われたんですが、じゃあ花道として、ぜひやっていただいたらどうでしょうか。最高なチャンスだと思います。これは今、これもたまたまですが、12月3日に法務省の諮問機関である、法制審議会が答申を出しとりました。相続登記の義務化、罰則もという、これは本当に走りと言うか、ちょうど火がついてるときです。現場から、やっぱり声を上げんと、地方から国を変えるという、最たる市長の意図するところですよ。どうでしょう。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ここで、白黒の判断をしてあげたいんですけれども、議員そこまで言われたんで、約束を一つしたい。このことを県は無理じゃろうから、国に対して、どういう考えかとか、どういう方法かということは確実に聞いてきます、今度。そのことを答弁したいと思いますんで、御理解をもらいたい。これは私の今言える最善の答えだと思うんで、国に対しては、そういうことも訴えて、ちゃんとどう考えとるんかとか、こういう課題がええとか、国はいついつこうするよとかいう答えがいただける

と思うんで、そのことをまたお返ししたいと思います。

これ議会じゃのうても、個人的にもお返ししたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 本当に力強い答弁をいただきまして、期待しております。ただ、心配なのは、やっぱり滞納率が上がるだろうというのが、現場ではあると思います。はっきり言うても、相続人がわからんという部分ではなくて、それを探し歩くという作業がふえていくわけですよね。筆数をふやすということは、パイが大きくなるわけですから。

ただ、今現在でも不動産登記をしてなくて、免税点以上でも手間をかけてる人がたくさんいると。でも、収納率はすごく上がってるんですよね。アップしてる。努力してる。結局は登記をやってないということが原因で、現場が困ってる。これは本当に本市だけではなくて、全国各地、そういう今まで不動産登記が申請制であって、義務化されてなかったというのが原因です。そこを強く考えつつ、現場でこれをやったらどういう状況になるかというのを想像してみて、結果は多分税金が賦課されて払ってくれる、本当に普通の人、税金がかかっても、そんなもん払えるかという人は絶対いると思います。余り今の状況と変わらないと思います。その辺はどのように想像されるか。市長、もしくは担当部局で、どがに思われるのか。いかがでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 確かに相続の課題、相続、これを義務づけるという方向が私は一番だという方向だと思います。と言うのが今でも、親が亡くなられて、じゃあ相続をきちっとしてなくても、税は賦課していったるんですよね。どのような仕組みでやっとなるか言うたら、今の中では納税管理者ということ届けのときに、誰がこの固定資産税等を、まずは権利が確定してない中であって、誰が納めていただけますかという形で、現在は対応しているから、今は賦課しても徴収できるとというのが実態です。

先般来、議員御指摘の免税点の課題等にしても、確かに昭和の後からの制度のものがずっとありますから、免税点に多くなってる不動産等というのが、やっぱり相続者が確定できてない、不動産がやっぱり一番多く免税点の以下としての取り扱いがふえていったる実態があるんじゃないか。そのように推測できるところです。

そういった中であって、やっぱり相続というのは、本来なら権利者に権利に応じて課税すべきところがそうはなっていない実態があるから、やっぱり今国も検討しとりますように、相続等の法的義務化、こういった形がもっと議論されて、やっぱり位置づけられるべきではないかと、そのほうが公平性な税の賦課にもなっていくんじゃないかというように考えとります。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 先ほど市長も副市長も義務化はすべきだというように、はっきり言っていたので、これ以上何も言うことはないんですが、言っていたら言っていただけで、反対のことも想定しながら、私も現場の方に負担がないようにしてあげなくてはいけないかなと思う部分なんですよね。

だから、実際にやった場合、どうなるか。あとはそのインセンティブって言うんですか。本当に前向きの、今法制審議会では、はっきり罰則だけなんです。罰則だけではいけないと。今度は市からプレゼントですよ。市内に在住じゃない方にも、そういうメリットがあるよというものも必要になってくると思うんです。

そういうものも、加味しながら、進めていかんと、市の魅力がない。そういったものが定住につながってくると思うんです。免税点を枠を外したら、定住と逆行するんじゃないかという発想もあると思うんです。でも、逆に、免税を外して14円でも払う。税金を払ってくれるような人に、定住へ、移住をしていただくと。

全く税金かからないでラッキーだという人が、移住者になってもらっては、安芸高田市としてはメリットがない。これは、ある種、市長のほうから執行部のほうから、定住対策に反するから、こんなもんすべきではないという答弁が帰ってこないかなという危惧があったんですが、その言葉が逆に出ないから、逆に私が問うてみたいと。定住と移住に対する逆になるかどうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 税の課税のことにに関しての中で、免税点等の中で、移住、定住等の阻害要件になるという思いはしておりません。

○先川議長 答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ありがとうございます。明確な答弁いただきました。

ということで、ぜひ市長、これ自分の花道を飾るんだと思って、ぜひ執行のほう、早急にしていただきたいと思います。

ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○先川議長 以上で、石飛慶久君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 8番、児玉史則です。

通告に基づき、大枠3点の質問をいたします。

まず第1点目ですが、第1点目は財政健全化計画の歳出について伺いま

す。

財政健全化計画の第一次改訂版は、平成22年度から平成31年度までの10カ年の計画が策定されておりましたが、平成29年度に第二次改訂を行い、見直しをされています。

第一次改訂から8年後に二次改訂をされたわけですが、歳出計画では、二次改訂見直し前の平成28年度以前の数年を見ても、一次改訂で示されている数値と実態が余りにかけ離れております。財政健全化計画における歳出計画と、年度年度の当初予算の整合性をどのように捉えられているのか、また8年経過した時点での見直しは、時期として適正と考えられているのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

○先川議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの「財政健全化計画における歳出計画の数値と、実態とのかけ離れ、当初予算との整合性等」についての御質問にお答えします。

本市はこれまで、今後想定される市を取り巻く状況変化と交付税の減額による財源不足の中で、将来にわたり、健全で安定した財政運営を確立するため、第1次、第2次の財政健全化計画を策定してまいったところであります。

そうした中、国の経済政策や新たな社会状況の変化に対応するための追加事業等の実施により、計画数値と予算・決算がかけ離れた年もございます。

また、見直し時期については、毎年度の決算期での見直しが最適でございますが、これまでは新規の大型事業の実施等を一つの判断時期と考え、改正を行ったところであります。

今後につきましても、市の財政状況を見定めながら、計画の策定を慎重に対応してまいりたいと考えております。

我が町は3割自治で、自分が勝手に財政計画立てたからといってその通りできるわけがないんですね。他力本願なるわけですから。だから、そういうことは社会状況に応じて、絶えず変えていくというのは常識的な話なんで、御理解してもらいたい。これが、当初と変わるとるかどうかといって、勝手に自分が決めた通りになるんだったら、政府も国も要らんわけですけれども、そういうところに行かんとこに今我が市の町の難しさがあるということは御理解してください。よろしく申し上げます。

○先川議長 　答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 　市長は来年の4月で御退任ということですから、これまでの在位期間における御自身の評価と今後の進め方ということにちょっと重点を置きながらお話を伺ってみたいと思うんですが。

先ほど、国の予算の追加があったりで、なかなか整合性がとれんという話でしたが、オーバー分が財政健全化計画の平成27年度を見ても、179億円が健全化計画で出とるんですが、一般会計の当初予算は199億。

20億円のオーバーですね。28年度になりますと、健全化計画では170億円なんですが、当初予算は193億円と。23億円のオーバーになっておるわけです。また、それ以前を見ても、計画内におさまらない当初予算となっております。

決算が財政健全化計画に対してオーバーするなら、これはまだ理解できるんですよ。ところが、実際には計画、財政健全化計画に対して、はなから当初予算がオーバーしてくる。先ほど言いましたように、20億とか23億、そうやってきますと、これは財政健全化計画が形骸化しておると言わざるを得ん状況じゃないかと思えます。

また、前回の同僚議員の質問にもありましたけれども、行政改革大綱、第3次行革が平成31年で終わるということでしたけれども、これまでの行革の効果もしっかりと説明されておるんですが、結果として当初予算には全くあらわれてこないわけですね。一体どこにあらわれてくるんだろうかと。本来であれば、財政健全化計画の歳出に、当初予算が少しでも近づいてこない、そこに結果が見えてこないんじゃないかと思うんですね。こういったところを行政のトップとして、どのようにこれまで評価されておるかを伺ってみたいと思えます。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 財政健全化計画でも、絶対やらんにゃいけん事業もあるわけです。効果のある事業とか。光ファイバーなんかそうなんです。そのときに突然上がったというのは。前の政策の中にやらんようにしてあったわけですからね。だから30億上がりますので、絶対に。ただ、これをやらんかったら、世の中についていけないということですよ。医療とか、今の企業誘致も全然相手にされんということなんで、これは上がったといっても、これは必須の課題でやったということなんで、これ絶対。これは先を見据えたことなんです。

今後も、今のとおり、真面目に赤字になるようにやったとしても、自然的に人口が10年間で減ってくるということは確かです。3万とか。そうすると、一つの町がなくなるということなんです。そうすると、今の体力のあるうちに、知恵を出し合って、やっぱりこれから来る仕組みづくりをしていかないといけないと思うんですよ。

これまでの財政では、それが見えなかったから、見えるようにしたら、その結果必要事業がふえたということで御理解してもらいたいと思えます。このことの成果が出んかったら私の責任でございますので、見方が誤ったということになるんですけども。道の駅にしても、金はかけたけれども、今までやらんかったよりは成果が出るというように、私は判断してます。

だから、真面目に、何もやらんこうにといくことではなく、挑戦的にやっていくというのは、やっぱり行政の責務だと思ってます。そのことが市民の負託に応えることになる。黙って真面目にやって、この町が10

年間で、もう既に15年たってますから。もう4,000人近い人口減ってきてよるわけです。放っといたらまた減りますよ。当然、向原町、高宮町、10年後なくなっていくよるんです。この実態を捉えたときに、どういう手をうつべきかということは、私も考えにやいけんけれども、議員の皆さんもそういう方向で協力してもらわにや困るということです。これが、私は行政だと思ってます。

だから、当初計画にはそういうことが見えなかったということで御理解してください。最初はですね。だけれども、社会状況なんか見ていると、これは交付税も減ってくるよと、過疎債も危ないんだといたら、今こそ、ここでいわゆる生きる道を探していかにかいかなと。どうしようかと。いう考えで、今支出もしたわけでございます。決して無駄遣いじゃないと思ってるんですけども、議員御指摘のように、計画どおりやっていくというのは、行政の使命ですけども、そのときの社会状況の判断が、そういうことを誤っておると、なかなかその基本どおりにいかないということです。

皆さん方は、そういうようなことの観点で金を使ったというんじゃないしに、議員の皆さん方もこの投資が、将来的な投資がどのくらいあるかという観点から、やっぱり意見をもらいたいと思うんですよ。金使ったということじゃないしに。そのことを一緒に議論してもらいたいと思ってます。

私もこのことをしっかりこれからやってないと、この町の経営はできんと思います。このままやるんだったら、誰でも、お地蔵さんでもええです。そのかわり、確実に10年たったら一つの町がなくなりますよと言ってるんです。そのことはしっかり行政と踏まえて、なくならんように、体力のあるうちに、少し頑張ってみようということが、私の基本方針でございまして、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 今市長がおっしゃるように、いろいろな事業が出てくると。それは決して、それを否定しとるわけじゃないんですよ。問題は、財政健全化計画の数値の立て方の問題だろうと思ってるんですよ。

今おっしゃるように、いろいろな事業が出てくると、健全化計画を見直さないといけないわけですよ。あくまでそれが出ると、その数値を追っかけるわけですから。そうすると、先ほど言ったように、8年間放つと状態がいいんですかということを考えていただくと。

それから、予想する事業が健全化計画にやっぱり織り込まにいかんかどうかと思うんですよ。今回なんか、昨年7月に災害が起きましたが、今の気候変動見てみると、恐らくこれは毎年起こるというぐらいの想定をして、健全化計画に当然費用を織り込んでいかにかいかな。あるいは、団塊の世代が2022年からですか。後期高齢者に移行してくると。これらも見ると、ある程度の想定をしていかにかいかなわけですよ。それか

ら、働き方改革によって、職員さん、非正規公務員の人件費も、これも増加してくる。こういうようなもんを織り込んで、財政健全化計画の数値をいかに精度を上げるかということが私は一つの大きな課題だと思っております。それを今後、財政健全化計画を策定されるうえで、もう少し精度を上げていくと。そういう努力が必要なんじゃないかと思うんですが、御答弁をお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全く議員御指摘のとおりなんで、そのときの判断をどう誤ったかということなんですよ。だから、素直に、事象が変わったら早い時期で計画策定をしなければならない。策定を延ばしたということは、行政の過ちであると思うんで、今後そういうことがないように、気をつけていきたいと。

どの町も、健全にすばすばやっとなるわけじゃないんで、安芸高田市もそういう指摘があったということは、この反省を踏まえて、今後は計画を立てていかにやいかんと。ただ、結果的に、変更したことが正しく言えることも判断していかにやいけんと。悪ければ、そこでやめんにやいけんとということですね。だから、そのことも踏まえながら、計画自体はちょっと誤りがあったかもわからんけれども、変更ということは理解していただきたい。ただ、行政とすれば、素早く計画変更しながら、対応していくのが財政運営の筋だと思っております。これは反省点だということですよ。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 ぜひそういうことをしていただきたいのと、やはり健全化計画の計画に対して、歳出のほうがオーバーするというのは、ここは理由をしっかりと明確に述べられればいいんだと思うんですよ、いろんな事情が出ますから、当然。ただ、計画に対しては、ぜひ当初予算は合わせていただくよう、お願いして、次の質問に入りたいと思います。

2点目は義務的経費について伺います。

義務的経費は財政の弾力性を確保するためにも削減が必要不可欠で、その中でも人件費は、職員適正化計画に基づき削減をされてきていますが、一方別の見方で人口一人当たりの人件費で見ますと、平成20年度で12万7,000円、平成29年度でも同じく12万7,000円と、適正化計画の効果が出ていないような数字、状況になっております。また類似団体の8万9,000円と比較しても、3万8,000円ほど高くなっております。

住民一人当たりの職員人件費は、人口が減れば高くなりますので、職員を減らし人件費を抑えてきたことで、人口減に対する対応はできておりますが、住民人口一人当たりの人件費削減にはつながっておりません。

義務的経費の削減のため、あるいは職員一人当たり、人件費を類似団体に近づけるためには、人口減も配慮した新たな削減計画を策定するこ

とが必要と思いますが、市長のお考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「義務的経費削減」についての御質問にお答えします。

本市においては、平成17年度に職員適正化計画を策定し、職員の定員適正化に向けた取り組みを行ってきており、本年4月からは、これらの人口推計も踏まえ策定した、第4次計画に基づく、新たな取り組みをスタートさせたところでございます。

その結果、職員の数、平成20年度から平成29年度の10年間に、約90人の削減となっております。

議員御指摘のとおり、類似団体と比較いたしましても、本市の人口1人当たり人件費は高い水準にあることから、第4次職員定員適正化計画に沿い、定員数の適正化を着実に推進し、あわせて人件費の削減を進めてまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、全般から言われたら、総務省からまだ100人当たり、うちは多いって言われてるんです。ただ、うちのほうは、事業効率が悪いと主張してるんです。私。一応はですね。消防団にしても、遠い距離に行かにゃいけないかとか、まとまった市町は安くつきますよと。そのことを一応くんでくれたのが、去年の合併特例加算のかさ上げは、そこで言ったんですけれども、根本的にはもう認めてくれません。

だから、そうであっても、類似団体がこうであっても、うちの市町って生きていくためには、どれが適切かという議論は根本に帰って議論しなければならぬと思うんです。だから、支所機能の充実とかって言ってますけれども、その辺のことを考えてしっかりやっついていかないといけないということです。

消防もそうですよ。消防なんて減らないんです、全然。うちらは、消防団と常備消防が副業になってるんですよ。一緒にやっってるわけですよ。それが効率悪いんですよ、これ。だけれども、消防団が要らんという議論はできんのんで、そういうことを考えながら、例えばうちの常備消防の方々が支所に行ってもらって、消防自動車を動けるようにするとか、こういう他市町にない抜本的な考え方をしていかないと、この達成は無理だと思います。

今まで人口削減というのは数は減らしてるんですけれども、例えば足らんところは非常勤特別職とかに頼るとのことなんで。こういうことは国としてもベターじゃないんで、このたび今度その辺の給与を格上げしなさいとか、臨時がええとか、外国人がええとか、安いけえいいじゃないかという議論が成り立たんようになってきます。だから、その辺のことを加味しながら、やっぱりやっついていかにゃいかんと。そのためには、今までの常識を覆すようなこともしていかにゃいかんと思ってます。これをしないと国が言ってるような、例えば人口100人に対して1人とい

う。だったら、うち今2万9,000人ですから、290人ですよ。370人います、100人ぐらい多いですよ。こういうことになるんで、我々行政とすれば、人が要るんだということは国に訴えますけれども、そのことを踏まえながら、行政運営をしなければならないということで、認識してます。

これも、今までやっとなんことを覆すことは時間もかかりますし、こういうことで臨んでいっとなんんだということを、ちょっと御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 市長おっしゃるとおり、確かに広範囲で、非常に効率が悪いところの地域になりますから、考えてみても、やはりそれだけ人手がかかるっていうのは、これはある意味、何とか国のほうにも理解していただきたいというところではあります。一方で何もせんというわけには当然いきませんから、そういった意味で考えますと、人員削減するには、私は個人的に考えてるのは、2つの方法があるだろうと思ってます。

一つは、いわゆる事務方の生産性をどう上げるか。これはことしも3月議会で同様の質問をしましたが、いかにホワイトカラーの事務効率を上げるか。もう一つは、おっしゃるように、アウトソーシングだろうと思います。

事務方であれば、数字の入力、あるいは住民サービス部門からなら、住民情報の入力、いわゆる定型業務。こういったものがたくさんありますから、これらを人工知能やコンピュータで、コンピュータの処理能力で向上させる、これはかなり代行できるようになってきておる。

三次市でも庁内の事務事業の自動化に対応すべく、3月にも申し上げましたが、RPAですね。ロボティック・プロセス・オートメーション。これを導入するというようなことが新聞に書いてありましたけれども、今ここで真剣に考えておかないと、恐らく3年後には事務方の生産性に圧倒的な差が出てくるんじゃないかと心配しとるんですね。イノベーションをやっぴり容易にして、スピードを上げるためには、きのうの新田議員の質問にもありましたけれども、今のピラミッド型の組織から、出島を出して、組織をオープンで柔軟なものに変えていかんと、昨今のデジタル革命の対応に追いついていかんのではないかと思うんですね。この辺、市長お考えどうでしょう。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことを今職員に指示してるところでございます。いわゆるペーパーレスとか言いますよね。デジタル化っていったら。議員の一般質問も紙じゃ困るの。本当言ったら、データでもろうたら、職員書かんでもええんですよ。こういうことを省略してもらえば、職員も数少なくなってくる。

だから、いろんなこと、一般市民の方にも協力願わにやいけんと。情

報伝えるのに、全部お太助フォンでもできるんだけど、わしゃ、活字でなけりゃいけんという人がおられるわけですね。それも対応せにゃいけん。こういうように、そういう今の需要に対応しよう思うたら、そういう社会的変化の中の対応が非常に難しいと、今までやっ取るからですね。このことを踏まえないと、抜本的な行政改革にならんということなんですよ。

うちらの中でもそうですね。全部、例えば、働き方改革の中で、例えば職員によっては、家でやってもええかもわからん、仕事。わざとうちへ来てもらって、駐車場使ってもらい、市役所の事務いす無理して使わんでもええんじゃないかと。こういうような時代に入ってるということなんです。ただ、今までの習慣上、なかなかなじまんというのが問題であって、なかなかこういうことは県も考えてます。だから、いわゆる人がちゃんとこの人でなけりゃいけんのかとか。こういうことを考えていかなければならないということです。今までの概念は、市役所いうたら、朝8時から5時までおって、入ったときから60まで身分保障ということがあったんですけども、こういうことは全くこれから考えられんことになってきます。こういうことをしっかりやることによって、真の行政改革につながるんだと、私はかように思ってます。

まず、庁内のペーパーレスから実行していきたいですね。このことによって仕事がどれだけ減るかということです。職員連中も、さっき新田議員からございましたけれども、いわゆるSociety5.0というのは、いかに情報化ですから、そのデータをたくさん集めてこんにゃいけん。それデジタルだったら、全部直さにゃいけんっていうことになってくるんで、こういうことの対応をしっかりとにゃいけんと思います。ただ、すぐやると言っても、今までの市民の感情とか皆さんがあるんで、なかなか時間かかりますけれども、こういう目標を持ってやらにゃ、私はいけんと思ってます。このことが財政改革につながると思ってます。職員削減にもつながってくるということです。こういう思いがありますんで、御理解をしてもらいたい。これが実現できるかというのが、やっぱり市民の理解とか、議会の皆さんとか、いろんな職員の理解とか、こういうことがないと前にいかないということです。理論的にはもう成り立ってます。

よろしくお願ひします。今一番いい質問、こういうことをやっていかなければならないということです。そうしないと、真の行政改革はできんということです。と思います。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 今のペーパーレスっていうのは、全く大賛成で、大体企業が真っ先にやったんがそれでした。いわゆる印刷機の前でぼーっと印刷するのを待ってる時間とか、コピーする時間とか、これも無駄なんですね。用紙を持っていく人、封印する人、あれをコストに算出すると、莫大な金額が

出てくるんですよ。いわゆる付加価値を生まない仕事。

ぜひその辺は、今後の大きな課題で、真剣に取り組んでいただきたいと思えますし、とにかく事務方の作業効率という部分では、積極的な人工知能なり何なり、そういったものがどんだん民間では使ってますんで、ぜひ勉強していただくようお願いしたいと思います。

それから、もう一方、アウトソーシングですが、これはこれまでも進められてきておりますけれども、窓口業務のコンビニや郵便局の活用、私はこれをもっと進める必要があるだろうと思ってます。特に、郵便局との連携、これ現在高宮、美土里で取り組まれておりますけれども、高齢化社会を考えますと、いわゆる住民の人の移動ですね。これが一番難しくなってくるし、身近な郵便局で行政の窓口的役割を担っていくというのは、私はまさに時代にマッチした対応であって、行政のサービスを低下させることなく、なおかつ行政のスリム化を進めることができるんじゃないかと。ここは大いに私は評価します。

行政の窓口が本庁支所で6カ所ですが、郵便局は市内に16カ所あるんですね。住民の移動の手間を考えますと、16カ所の郵便局の活用のほうが、はるかに利便性があるだろうと思うんです。パスポートなんかも、2024年にはオンラインで申請が可能となって、自宅に郵送でパスポートを送ってくると。こういうことが報道がありましたけれども、こういった流れを見ておりますと、行政の窓口業務っていうのは、至るところでどんだん効率化が図られておりますし、またアウトソーシングできる内容もたくさんあるんじゃないかと思うんですね。行政との相談事でも、例えば郵便局にテレビ電話でも置いとけば、これは行政とのつながりもできるでしょうから、そこらも全く問題はないんだろうと思うんです。

そして、また人口減少を考えますと、16の郵便局の存続ですよ。これも非常に心配してくるんですが、もし郵便局なんかが統合されでもすれば、ますます過疎化の歯どめがかからなくなってくる。そういうことも懸念されるわけです。そのために、行政の窓口業務を順次郵便局のほうにアウトソーシングして持っていくっていう、そこに積極的にかかわっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

郵便局と一緒に仕事を行うことによって、より身近なところで行政手続が終わり、なおかつ郵便局の必要性に重みが増してきますし、行政の事務のスリム化が進むと。こういったことを考えますと、現在進められている高宮、美土里から、さらに幅広く展開していく必要があるんだろうと思うんですが、今後の方向性があれば少し伺ってみたいと思えます。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、郵便局の活用は、最初郵便局のほうが、業務を固定してたんですよ。最近はこの違うんですよ。さっき議員おっしゃったように何でもやりますから、ぜひ郵便局使うてくれと今来てま

す。だけど、我々が一番に対応したのは、コンビニ交付やりましたですね。コンビニの交付で、コンビニがない地域があるんですよ。美土里とか高宮とか。そういうところについては、郵便局どうかという提案をしたんですけども。議員御指摘のように、今回そうじゃなしに、多くの窓口業務ほとんどできるという感じになってきたら、その辺が今のサービスの低下がでкинように、ちゃんと効率的にできるかどうかということを観念から考えて交渉はしていきたいと。そのことがうちの人口減にもつながってくるということなんで、これは今前向きに、市の中でも考えてますので、御理解してもらいたいと思います。

ただ、コストの問題とか、いろいろあるんで、この辺も役所も郵便局も、役所とよく似てるから、8時以降働かんとか、いろいろあって、この辺の課題を片づけながら、郵便局の活用も考えていかにやいかんと思ってます。

議員御指摘のように、郵便局というのは、小字単位にありますからね。非常に行政サービスが行き届くようになるんで、この活用というのは、しっかり考えていかにやいけんと思います。非常に貴重ないい提案だと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 次の質問に入ります。

第3点目は、県道37号線の向原町の歩道整備に関し、市長に伺います。

本件は、広島県の事業ではありますが、特に向原町のやすらぎから広島銀行までの歩道は、病院、郵便局、警察、みらい、高校等の施設への移動時の安全を確保するためには、必要不可欠な事業であり、住民の多くが歩道を含めた道路の拡幅を望んでおります。

これまでの経過の中で、多くの問題があることは把握しておりますが、今現在の状況と、今後の見通しに関し、市長にお尋ねをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「県道37号線歩道の整備」についての御質問にお答えします。

県道37号線は、広島と三次を結ぶ重要な幹線道路であります。自動車交通量も多い路線でございますが、向原町の市街地では、狭い歩道しかなく、生涯学習センターみらいや、向原高校、病院、郵便局、警察など、公共施設が隣接しております。歩行者の安全確保のための歩道の拡幅が喫緊の課題となっております。

平成18年度より、道路事業者である広島県がやすらぎから、広島銀行の区間の歩道整備事業に着手しましたが、一部の地権者から同意が得られず、中止となりました。

地元の強い意向もあり、市としても広島県へ働きかけ、平成24年度から事業再開し、現在までに向原高校の入り口である、梨ノ木交差点から、

広島銀行までの240メートル区間の測量や設計等を行っているのが現況でございます。平成30年度、令和元年度は、平成30年7月豪雨災害の復旧を優先するため、一時休止しておりましたが、令和2年度から用地調査に着手し、用地買収を進めると聞いております。

市としても、地元調整を行う等、用地の買収に協力するとともに、早期に歩道拡幅ができるよう、広島県に要望してまいりたいと思っております。

この事業、私が市長に就任した頃は県はせんと言ってたんですよ。実は金つけて、用地交渉に行かんかったんですよ。流した事業が、その後、道路税がぼかんと減ったんですね。今度また。泣きっ面にまたハチが入ってきてから、道路関係の予算が半分以下になっちゃったんです。こういう状況の中で、またこれ再発というのは、この重要性を訴えてから県が乗ってくれたんですけれども、なかなか開始するという状況じゃなかったんですけれども、現在は測量など前向きに動いてもらってます。

ただ、県のほうも災害復旧とか、既存の事業があるんで、なかなかその中の事業でございましてけれども、県に対しては深く感謝をしておるところでございます。

今現在、前向きでは一応いくことになっております。ただ、事業というのは、やれるときにやっとかんと、なかなか前にいかんという現状がございまして。よろしく御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 今回の御答弁で、少し先が見通せたように思いますが、これは本来県道37号線というのは、向原だけじゃなくて、甲田町でも、やはり歩道ができないところが非常にあるわけですね。御指摘のとおり、交通量は格段にふえていますから、非常に厳しい状況が続いておるんですが、これは県の事業ですから、そんなに多くは申しませんが、一つには、やはり住民の声を県に届けていただくというのも、これも市長の大きな役割でしょうから、ぜひ県道37号線に関しては、復旧工事、去年の災害工事が3年でめどがつくかどうかわかりませんが、来年ぐらいから調査費を入れたり、再来年ぐらいから用地買収が進んだりというような、そういう要望をぜひしていただくと、そこらをちょっとお約束をさせていただいて、お答えをいただいて、最後の質問といたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 約束、要望はしていきたい。

ただ、私が余り言いよると、国や県は金がないからトータル議論でくるんですよ。あんた何を優先するんかと。いわゆる高規格道路の取りつけを優先するんか。こっちかと、順番をつけるように言われちゃうんですね。それは金がないもの言うことなんですよ。金をたっぷり用意せずにおって、この中で交通安全を順番決めろと言うんですよ。なかなか、課題が大きいところがありますけれども、全体のパイをふやす方向でも、

まず考えていかにやいかんということですよ。

議員の皆様方も、その辺のことを協力してもらわにやいかんということです。これは国とか県の、議員さんおられますけれども、そこらがしっかり頑張るとかにやいけんということですね。

やっぱり、全体のパイをふやした上で、うちの配分を決めるという、こういう仕組みになってますんで、おらが町、おらが町言うたら、うちの中の配分が減ってるということになっては困るんで、この辺のことのやりくりはあるんだということは承知してもらいたいと。私としては、県に対して、この道路大事なんで、道路事業の枠組みを予算をふやしてくれというのはしっかり要望していきますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 期待しておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、児玉史則君の質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時21分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 11番、熊高昌三です。

今期議会の最後の一般質問ですが、午後ということで非常に眠たい雰囲気、市長さんとバトルをすれば眠たくならんかなという気もしますが、評価をしますというようなことも書いてありますんで、冷静に政策について議論をしたいというふうに思います。

まず、1番に人口減対策についてということで、これは以前から私が質問をしておることの関連ですけれども、ことし3月末で人口の社会増となり、これまでの多様な政策が実を結んだ結果として高く評価をさせていただきたいと思います。

その上で、前回の質問でも申し上げましたように、この状況の細かい分析について伺いたいと思います。

分析結果の報告と合わせて、その結果を受けて、今後の政策をどのようにうっていかれるのか。また、そのことが次の社会増の数値目標とされるのか。またさらに政策の内容について、分野別、あるいは地域別にどのように反映されるのか。その中軸をどこに置かれるのかをお伺ひしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「安芸高田市の人口の社会増の結果を受けての今後の政策の方向性」についての御質問にお答えします。

平成30年度末の人口は、9人という一桁の数字ではございますが、社会増、プラスの結果となりました。日本人と外国人に分けてみますと、日本人は76人の社会減、外国人は85人の社会増となっております。特に、外国人については、平成27年から4年続けて社会増の状態が続いており、市内事業者の人手不足が続いている状況を反映していると考えております。

また、日本人の転出が減っている状況も見られることから、子育て支援等の市の政策に一定の効果があったものと考えております。町別に見ますと、吉田町と向原町が社会増、そのほかは社会減となっております。

人口の目標については、平成27年に策定した人口ビジョンで先行き50年間の推計を行い、直近の人口目標を5年後に2万8,500人、10年後に2万7,500人と掲げたところでございます。

総合的に政策を考えていく上での人口の目標としては、これを変えることなく、フォローしていくことと考えております。転入、転出という、人の動きをつくる政策を考えていく上では、社会増という状況を継続することは、当然大きな目標であると考えております。

今後の政策につきましては、これまで人口減対策として行ってきた子育て支援の充実、働く場の確保、学力の向上と合わせて、転入増がつづく外国人にとっても、より安心して暮らせる環境を整える必要があると考えております。現在策定中の第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各分野の目標を示してまいりたいと思います。

さらに、各地域の実態等を踏まえ、それぞれに応じた施策の展開も必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 今の御答弁の中で、向原、吉田が社会増というふうにおっしゃいましたが、その辺の分析を当然されておるとは思いますけれども、その辺について、また逆に減少して社会増にならなかったところの要因、そういったものを分析をされておるとは思いますけれども、その辺についてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政において、こんな分析した数字というのはないです。どんな町にも。ただ、数字上の何ぼと言うてあげたいんですけども、そういうことはほとんどない。ただ、言えることは、社会増、社会減、安芸高田市のどこにおいたら効果があるかと言えます。だから、どこでも人口減をとったら、それだけ交付税がふえるわけですから、ふえたところをふ

えないところに回していくという概念でいいと思います。

だから、どの町も平等にこのことを事業全部やってくれと言うたら、とてもたまったもんじゃないんで、そういうめり張りをつけてやっていくことが、行政の基本だと思ってます。

ただ、やった以上は、うちに人が住んでもらわないといけない。住む確率の高いところというのは、投資してでもです。ただ、そこで得た利益というのは、当市の地勢の悪いところに分配をしていくというのが基本でございます。

御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 分配をするというのは、国のお金の分配のようなイメージもありますけれども。吉田がふえたから、じゃあ高宮へ回すとか、美土里に回すとか、そういった意味じゃないんだと思いますけれども。その部分の要因がやはり分析できないと、例えば向原であったり、吉田であったりしたら、住宅の政策が功を奏したとか、以前も八千代のほうでもそういうのがありましたよね。だから、その辺の分析をされて、この地域には住宅政策が効果があるんだと、あるいは高宮、美土里であれば、田園地域で若い人でも農業をやりながら、そこに豊かに暮らすという方向で住むと、そういったことの要因が必ずあるはずなんです。

その分析をどうされたかということなんで、市長がおっしゃるように、ここがふえたから、安芸高田市全体で補填していくんだというのは、ちょっと乱暴過ぎるんじゃないかなという気はするんですが。

もう少し、丁寧な分析をされと思うんですけども、じゃないと、次の政策をどうするんかということが、私は見えてこないなという気がするんですが、もう一度伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は安芸高田市でできるだけ公立のほかのところの事業の展開をしながら、言うたら交付税等、そういうことに影響してくるという意味で申し上げます。

実際、具体的にと言われたら、やっぱり54号線沿いとかは住宅を建てても、ちゃんと人が住んでくれます。だから、そういう住宅政策の展開では、功を奏しとる。可愛地区とか八千代地区というのは、住宅を建てれば住んでくれとるというのが現況でございます。このことが功を奏しとる。ただそうかと言って、いろんな経済を考えたときに、地域の目玉である地域産業のことを考えたときには、いわゆる農業とか、そういうような産物をも重視していかないと、これからの政策は成り立たんと思っ、て、そういう目で政策の展開をしてるということで御理解してもらいたいと思います。

具体的に接してるのは、企画振興部が、数字やってますんで、計画に

書いてあるからどうこうとかそういうのじゃなしに、大まかにこういう方向でということで御理解してもらいたいと思います。

それで、きちょうめんな数字というのは、私どの町も見ただけです。うちは真面目にやっとするほうでございまして、御理解をもらいたいと思います。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 丁寧な分析まで結果が出るとか言うたら、そこまでの状況はまだ出ていないところが多いんですが、今一定の考え方としたときに、今先ほど市長も言われましたように、国道54号線、または芸備線沿いのとりわけ広島市に近いほうが増えていく傾向にあるというのが一定の分析の結果ではあると思います。

そういった中で、もう一つの視点としたら、中小企業等の多いところで、外国人労働者、技能実習生等の数がふえて、増になってる傾向はある。さらに、もう1点議論していかなくてはいけないのは、今の中でもう一つ空き家バンクという制度を安芸高田市がやっております。そうした中の空き家バンクの成立件数は、昨年度県内トップの状況になりました。そして、その傾向がどこにあるかといったときには、吉田、八千代、さらには向原の傾向が多い。そういった中で住宅施策については、しっかりと今後の展開をしていかなくてはいけないだろうという一定の方向は出させていただく。

空き家バンクの効果の要因としては、市長の施策の大きなまた視点もあったと思うんですが、2年ぐらい前から広島市の安佐北区、安佐南区等の不動産会社に安芸高田市の空き家バンク等のあっせんを依頼し、それに対する一定の報酬を出すということの中で対応させてもらった施策の中において、空き家バンク等、広島市内の安佐北区、安佐南区等の不動産会社等のあっせんによる成立件数も大きくふえていっという実態がある。そういった状況があります。

また、近隣の中でも、一定の田舎暮らしがしたいという言い方の中の空き家の成立件数も数的には少ないですが、まだ一定のそういった思いを持った移住等をされる方も来ているという実態があります。

さらに、そういった中、市長としてみたら、技能実習生等の占めるウエイトも多くあるということの中で、技能実習生等の生活、または日本語教育、そういった面に対するフォローを工業会等と連携の中で、今後どのようにしたらいいかという施策の中で、輝ら里の活用ということを先般提案をさせていただいたという実態があるというふうに御理解いただきたいと思います。

以上の点が現時点での大まかな分析というふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○先川議長 ほかに答弁はありませんか。

答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 総合的な政策の中の、社会増ということで、これまでも、今副市長おっしゃったようなことは、結果として聞かせていただきました。これからどうするかという視点の中で、企画振興部のほうで取り組んでいる地域振興会ごとの、人口の状況、特に今回やられたのは、地域の中でお金がどう動くかというようなことをやられたんですね。

これはそういった目的でやられておるのかなという気がしたんですが、そうではないんですか。その目的について、改めてお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

企画振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛企画振興部長 現在行っております地域振興会を対象としましたワークショップ、そういった中身のことであらうと思います。このワークショップにつきましては、やはりまず、それぞれの地域に住んでおられる方、そこで地域振興会という組織をされておられる方、そのリーダーとなる方々に、やはりそれぞれの地域の実情をまずは知ってもらうと。それを図であらわすことにして、可視化をして状況をちゃんと知っていただく。

そうした上で、この人口減対策等も含めて地域の活性化、あるいは人を呼び込む受け入れ体制、そういった部分をしっかりこれからやっていかなければならないという中で、どの部分が力を入れていくべきなのか。どこをどう改善すれば、それが可能になるのか。そういったことをそれぞれ気づいていただきながら、地元の魅力をつくっていくこと。そういった取り組みで、この地域振興会組織の支援事業、今年度取り組んでおります。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 だから、そこには人の動き、あるいはお金の動き、そして福祉の部門とか教育の部門とか、全部がかかわっていったんということが地域のありようなんで、その部分を地域ごとに特徴を持たせた、その特性を生かしていくということを最終的には目指すかなと思って、私は見ておりましたけれども、そういったことを含めて今後の社会増も含めた人口対策をやられる一つの手法じゃないかなと思って、私は受けとめておったんですが。

そういったことを地域ごとでやっていくことで、社会増につながっていくんだということを具体的に示していくべきじゃないかというのを私は申し上げておるんで。市長おっしゃるように、数字的に細かいものをやったというのは、その国勢調査とかも一つの区切りがありますからね。それはわからんというのは、当然これまでも認めてきたことなんで。

ただ、今のように地域ごとの状況というのを把握をしながら、やんわりでもその方向性というのを見きわめていくことによって、今の対策が

効果的に出てくるような、そういう仕組みをつくられるのかなと思っておりまして、改めてそういう取り組みを市長の命令のもとでやられておるわけですから、それを市長がやはり認識をされておるからこそ、やられるんだと思うんでね。そういったところとのつながりを市長は改めてどのように受けとめて考えていかれるのかというのを改めてお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員さん御指摘のことは、全く一緒のことなんで、地域の意見を聞いて、行政に反映するのは、我々常識のことを考えてます。このことをできるだけ反映しながら、さらなる効果ができるような仕組みづくりにつなげていきたいと、かように思ってますので、決してやったことが無駄だということはありません。

このことは職員にも指示して、ちゃんと。そうかといって、合併の時にやった分の6町が均等にとということも視野に入れながら、やってるわけですけども、当面、その効果のあるとことすれば、実態に応じた施策の方向展開もあり得るんだということで御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長少し誤解があったのかなという気がして、今の御答弁聞きながら、私は安芸高田市を均等に施策をやりなさいというようなことを一回も言ったことはないんで、それぞれの地域に持った特性を生かしながら、人口の数で言えば、やっぱり中心地がふえるというのは、世の常ですから、そこはしっかり伸ばしながら、人口がふえたところは、特に吉田、向原というのは若い人が中心にふえていったという結果だと思うんですよね。

それは子供さんも連れて、その子供さんが10年、20年すれば、また大きくなってそこに住むか、あるいは外に出てしまっ、そこで社会増はとまるんか、逆に社会減になるんかという、そこを考えたときに、やはり吉田、向原がふえたから、よかったよかったということじゃなしに、そのところに、その子供たちがさらにそこに住み続けられるような仕組みをつくっておかないと、30年、40年先、また同じことがすぐ出てくるんでね。

その政策をやはり、今の実態を考えながら、やるというのが今できる行政のことじゃないかなという思いがするんですね。そういった見方をされておるのかどうかというのを、担当の部署も含めてもう一度聞いてみたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私の言い方がまずいかとかあるかもわかりませんが、基本的には議員御指摘のとおりですね、将来を見据えたやり方。今当面のこの

効果が出たのは、こういうところを出たんであって、それ、将来に今の社会増に満足するんじゃないし、どういふことを加えたら、もっともっと持続的にこれからもいられるのかという観点から、このまち・ひと・しごと創生にはちゃんと力を入れていきたいと、かように思います。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

企画振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛企画振興部長 ただいま市長も答弁申しましたけれども、人口増の全体の対策の中で、先ほど副市長が説明いたしました、例えば住宅の関係であるとか、そういったものにつきましては、やはり、この人口の異動状況を勘案をして、そこにこういった施策をもってくると、効果があるのではないかということで、実施をした事業でございます。

その人口の集まってくる場所に対しては、住宅の対策、あるいはそれ以外のところについては、今地域おこし協力隊等も多数来ておりますけれども、やはり田舎暮らしを一つ自分のやりたいこととして、町から移住してこられる方、そういった方も多くいらっしゃいます。そういった方に、それでは、田舎らしい生活であるとか、そういったことができる受け皿づくりというのは、各地域のほうでできる体制をつくっていかなければならないというふうに思います。

そのためにも、各地域の振興会、あるいはそういったところの役員をされておられる方、リーダーの方々の協力を得ながら、ともに考えて、その地域でどんな魅力を発信して、人を呼び込んでいこうか。あるいはその仕組み、今できてないところをつくるためには、地域の中でどういった努力が必要だろうか。そういったことをともに話し合う、ということで、現在取り組んでいるという状況でございますので、まだ全体的には途中でございますけれども、ともに市全体としては、人口の社会増に向けた取り組みというのを進めていきたいと思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 政策は継続していつてますので、その都度見直し等も含めて、必要でしょうけれども、一定の方向性というのは見えてくるからこそ政策を打っていくわけなんで。

今回振興会を中心にワークショップの指導をされている、藤山浩先生が中心になってやられておりますけれども、以前から申し上げておるように、各世代とか、そういったものを1%ふやしていくことによって、維持できるんだというような、そういった目標があって、今回のことも一定の方向づけをされてやっておるんだと思うんでね。

藤山浩先生が最近農業新聞ですかね。下の横帯に投稿されてるのが、ずっと連載されてますけれども、そういったところを見ると、それぞれ地域の人口の多いところ、少ないところを含めて、やはり少ないことが悪いことじゃないというふうなことも随分と学校のことも含めて書いておられますけれども、そういった場が安芸高田市には各6つの町に点在

しておるんですね。そこに効果的に施策をすれば、その人口は率としたりふえていくという形があるんだと思うんです。絶対量というのは、やはり中心部へ動いていくんだと思うんですよ。だから、その辺をやはり分析をされて、その地域に合ったような政策をきめ細かくやっていくことで、一定の人口の定着というのでも出てくるでしょうし、例えば出生率、出生数というものと、どんなふうになるんかというの、玉重議員あたりともいろいろ議論することが多いんですけれども。

やはり田舎の子供さんを生まれる数というのは、やはり1人、2人じゃないですからね。3人、4人のほうが多いぐらいですから。それはなぜそういうふうになるのかということですよ。人口絶対数が少なくても、子供さんを持つ数が多いから、そういった人口も維持されるということもあるんでしょうから。そこはどんなふうになれば、田舎暮らしが生活しやすいから、そんなふう子供をつくる。あるいは、子供さんの面倒も近隣で親世代が見てくれるとか、いろんな要因があると思うんですよ。

そこらを細かく分析していくことによって、地域政策というのが出てくると私は思うんですね。だから、そういうところをしっかりと今回のワークショップあたりで、つくってほしいと思います。

きのうから議論があるように、AIとかSociety5.0とかいうのがありますけれども、最終的に浜田市長も近いことおっしゃってますけれども、最終的にやはり人間が住む場所というのは、安芸高田市のような環境がいいんだということに、私は10年先にはなると思うんですよ。そういった視点を持って、政策をするということで、安芸高田市ならではの移住定住というのがふえてくると思うんですね。

そういうようなのをきめ細かく、便利だから吉田、向原に集まるということ以上に、そのところをどんなふう施策として打っていくかによって、私は変わってくると思うんでね。そういった考えをもう少し深めていただきたいなという思いがしますんで、改めてそういった視点を市長どのように受けとめられるか。あるいは、部長がどのように考えていかれるのか。

とりわけ市長は今期で終わりということですから、次の施策をどう引き継ぐかということも非常に大事なことで、市長の方向性ということも今回出していただきながら、ここまで結果が出てきたわけですから、そのことを継続的にやはりやっていくというためにも、市長の思いというのはしっかり出していただきたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 町への思い、これからどうあるべきかというのは、先ほど言うたように、そういう地域の意見聞きながらというのが基本でございますので、これを重視しながら、各地域が生きていくようにというのは基本でございますので、こういう方向では持っていきたいと思います。ちゃんと。

これに、実現性とか、効果というのは、角度を考えながら、比べなが

ら、やっぱり市民の負託に応えていきたいと思います。それから、政策にはこういうことを生かしていきたいと。

それから、藤山先生にも会うたんですけれども、話してみたら、言っただけのこと、受け入れるとこと受け入れんともございますんで、いいところは学びますけれども、悪いところはだめよとしっかり言いました。だけれども、いいことも言っておられるんで、人から学んでいいところはしっかり生かしながらということですよ。

今の政策の基本もそうです。これから今までやってきたのを私いいとは言わないです。これは議員おっしゃるように、皆さんの意見でちゃんと修正をかけてからいいものにしていただきたいと、こういうことでございますんで、今決めとるからどうこう言うんじゃないしに、そういうことは行政の基本でございますんで、しっかり市民の意見を聞きながら、修正もかけていくということでございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

企画振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛企画振興部長 今現在進めております、人口減対策、子育て支援であったり、学力向上であったり、働く場の確保であったり、こういったことは当然柱になってくると思います。

市のほうで、まずしていかなければならないのは、地域のいろんな差はあるものの、そこを全体として、ベースとしてどういうふうな施策を打っていくかというのが、まず基本になってくると思います。そういったことは、現在進めておるまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも示していきたいというふうに思います。

ただ、それぞれの地域にあった細かい施策ということになりますと、やはりその地域の特性というのをもう一つ、地域の方々とともにしっかりと出していく。それを何かということを出していく。そういう作業も必要だと思いますので、そういったものの進捗と比べながら、それを図りながら、施策でできる部分については、それから実現していくというような方向性も今後要るのかなというふうに考えております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 大きな政策の中の流れというのをどうするかというのは、今後いろいろ議論をすることもあろうと思いますが、私の申し上げたこと的一端でも少し理解いただければありがたいなという気がしますんで、しっかりとそういう方向で、行政一丸となって取り組んでいただきたいということを要望して、1点目は終了します。

2番目の山林整備についてということを出しておりますが、山林整備は、安芸高田市の未来を左右するほどの大きな政策課題と考えています。環境問題としての視点も多様にあると思っておりますが、とりわけ喫緊の課題は獣害対策です。農林業への影響は生活の基盤をも脅かす大きな課

題となっております。

私は近年この課題について幾度となく伺っていますが、市民の声は今や悲鳴に近いものがあります。

最近の関係する講演会や産業建設常任委員会による安芸高田市内の森林整備補助事業の現地視察で、市民の皆さんの話を伺っても、環境の面はもとより、何をさておいても取り組むべきは整備された里山づくりと痛感しています。

広島県の獣害対策研究会においての市民の発言は、対策的なことより抜本的な取り組みを要望されていると強く感じました。市長におかれましては、まずは県内一の美しい里山づくりに万難を排して取り組まれるよう、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「山林整備」についての御質問にお答えします。

本市は、これまで、ひろしま森づくり事業を中心に、里山整備に取り組んでおります。この事業は、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を目的とし、防災対策、景観の悪化、鳥獣対策といった地域課題解決に向けた取り組みを支援する制度であります。

獣害対策には、捕獲や柵設置のほかに、森林整備を活用したバッファゾーンの設置も有効であり、この事業で取り組んでおるところでございます。また、広島北部森林管理署と連携いたし、箱わなの無償貸与を受け、有害鳥獣捕獲対策にも取り組んでおります。

今後とも、森の学校プロジェクト、森林・山村多面的機能の発揮対策交付金、森林環境譲与税等、さまざまな事業を活用し、森林整備の必要性の啓発、森林整備の活動の支援を行うとともに、森林資源を循環利用し、先人たちが守ってきた森林を次世代まで継承し、美しい里山づくりを進めてまいりたいと考えております。

実は、先般このことを三次の国有林の署長のところへ持って出たんですよね。おまえんとこ、全部国有林しかやってないじゃないかと。困るじゃないかと。イノシシは国有林からも来るよと言うたら、そのことを踏まえてもらいまして、うちが広島県内で重点施策として、箱わなの整備をすることになりました。

この影響を受けて、県のほうもちょっと協力的になってきてまして、今度ちょっと変わってくると思うんですね。だから、このことを受けて、今までの鳥獣対策、農協とかおのおの、箱わなとか、柵をつくってたんですけれども、抜本的な対策の検討、見直しをする必要があると思っております。このことは市民の方々、多くの方々が望んでおられますので、御理解を賜りたいと思います。

しっかり、行政としても効果の出るような施策の展開をしてもらいたい。先人たちの話を含めて、たくさんやってきたんですけれども、なかなか効果が出んというのが現状でございますので、このことを踏まえ

ながら、次の展開を図っていきたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 質問の中で、抜本的な対策ということの認識について確認をしておきたいと思います。

私は以前から言っておるように、バッファゾーンはもちろんですが、バッファゾーンに続く奥山の整備も含めて、森林整備がなされないと、獣害対策の抜本的な成果というのが出てこない。そうは言っても、喫緊の皆さんの課題は、毎日の生活を脅かす、イノシシ、シカの対策というのがあるいはサルも含めて、ありますけれども、それはやりながら、やはり長期的に考えたら、抜本的な対策というのは、その山の整備だと思うんですね。その辺について、もう一度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 山の整備、今私も先般もある議員さん言われて説明したんですけども、今森林整備というのは、非常に追い風になつてくると思うんですよ。地球環境問題とかいうことがあって、政府のほうも予算手当とか、森林税であるんで、これをいかに有効活用していくかということが大きな課題になってくると思います。これは、地球温暖化整備じゃなしに、これを考えた上で、鳥獣対策も考えていくんだということで、いい施策の展開ができるんじゃないかと期待をしているところでございます。

市とすれば、この制度をしっかりと活用しながら、次の展開を図っていくほうがベターだと思っておりますので、御理解してもらいたいと思います。

私も、いろんな役員が回ってくるんですけども、全部蹴ったんですよ、いろんなこと。森林の会長だけやっています。どうしてか言うたら、将来見据えたこのことが、安芸高田市の一番活性化の目玉になると思っております。企業誘致もやっておりますけれども、森林による、いわゆる従業者の確保、企業誘致と同じ効果が出てきますので、この辺のことをしっかり考えることが、この町が生きていく、一つの方向じゃないかと考えてますんで、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 森林協会の会長を受けておられるということ、以前から聞きまして、非常に心強いなと思っておりました。

ただ、せっかくそういう立場になられたんですけども、3月で市長をやめられれば、当然その立場というのはなくなるんだろうというふうに、私は予想するんですけども。そういった中で、今会長として取り組んでいかれる部分、どんなことなかなというのを改めてお聞きしたいと思えますし、とりわけ、ことしの4月から森林経営管理制度というのを先ほど芦田議員さんの質問の中にも議論がありましたけれども、ここ

の部分について、どのように森林協会の会長としての立場も含めて受けとめておられるか。お聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 森林のことなんですけれども、今、国から森林教育を頼まれてます。いわゆる森林というものが、いかに大事かということ国民に理解してもらおうということで、先般は広島県で美土里町でやったんですけれども、これは県の事業としてやっています。これが、こういうことによって、子供たちが森林が大事だということをしっかり理解してもらおうことが森林のこれからの発展につながるということで、森林教育とかをやっています。

その次は、いかに森林管理を理解してもらおうかということでございます。そのためには、やはり確定ということがあって、山と民地の確認をしっかりしていかにやいけんので、ここへお金が投資できます。

こういうことで、まだ使いきれん町は、当然貯金しときなさいと。ほいで、いい方向性が見つかったら行きなさいということで、きのう出てきましたよね。基金という形で。こういう形でためておいて、次の方向性が決まったら、しっかりそっちに使っていくということでございます。

今、いろんな条件がついてるんです。私はこの条件を民有林じゃなけりやいけんとか言ってますけれども、これもとっていかないと、どこでもできるような仕組みづくりは全体として、国に対して要望しているところでございます。

どっちにしても、できることからやるということでございます。教育とか、確定とか、そういうことをしっかりしないと、次の展開は山へ入れるという仕組みづくりを指導していきたいと思っております。

私が主張したのは、圃場の換地と林野庁に言うとしたのは、換地と同じことをせえと言うとったんですよ。これがこういう形で結びついたんです。これは私の大きな巧績じゃと思うんですよ。換地ということ林野庁に申し出たら、山は農地と同じように換地ができんから、せめて作業だけできるようになりますよというのが法律の趣旨でございますので。ただやろうと思っても、公告などいろんな要件があり、これをクリアしなければなりませんので、すぐ単純に作業が入るわけじゃないんですけれども、この辺をクリアしながら、山で作業できるようにしたいと思っております。このことがやっぱりうちの雇用創出につながったり、うちの活性化へつながってくるんだと。

大きく言うたら、山をいじるのはいいんだけど、今度の課題は山から出てくる材をいかに循環していくかということ、考えていかにやいけません。こういうことも考える。先般、ある会社がうちへ発電所をつくるという話もございましたけれども、こういうことは関連しながら、山の材をうまく回していくんだと、循環型として、息の長い森林事業をやるという方向で今考えておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長は概要は、おっしゃっていただいたんですが、我々もまだまだ勉強不足で、その中身については、これから委員会でもやっていく必要があるなという思いがしておりますけれども、今の森林経営管理制度の中で、一番のポイントは、今市長もおっしゃったように、経済につながるような部分ですよね。こういったものを含めて林業の成長産業化と、森林管理の適正化の両立を図るといのが大きな目的のようです。

その財源として、先ほどおっしゃったように、森林環境税、森林環境譲与税制度、このものが裏づけとしてあるということですよ。これも最終的には1,000円ずつ国民から取って、6,200万人の600億円ぐらいだろうというふうなことです。600億円で山のことを全部するというのは、到底無理な話なんで、今市長がおっしゃったように、木をどう経済に結びつけていくかということがないと、600億というものは日本全国で言えば、呼び水ぐらいしかならんと思うんですね。

その政策をどうするかというのは、基本的には市長がおっしゃったように、今の地籍調査が済んでないと基本的に取り組みんということがありますので、その中で、今回の4月からの制度で、林地台帳制度というのも生まれましたよね。それに今、三次の営林署の話もされましたが、国有林の樹木の採取権制度というのを民間がやるような仕組み、これも組まれております。

この4つが一つのセットになって、この4月から動くということですが、国有林の分は、来年の4月からということですが、そういったことの詳しい仕組みを、部長あたり、どのように受けとめておられて、安芸高田市の課題は何なのかというのを分析をされておると思いますけれども、その辺について、担当部長の見解があればお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 重永充浩君。

○重永産業振興部長 新しい森林管理経営制度について、少し概略を御説明いたします。

森林の所有者が本来、森林を経営管理し、維持管理する責任を持っておられます。ではあります。条件が悪い、相続される方がおられない、そういった整備がなかなか困難な森林に関しては、森林管理譲与税を財源として、各自治体がそういった土地の持ち主様、所有権者様と協議をした上で、経営を委譲していただくという、委託を受ければ、安芸高田市がそういった森林の管理、経営を直接、間伐するということもありますし、経営努力が非常に上手な森林経営管理者に、そういった森林経営をまた再委託するという方法もございます。

そういった今まで財源がないために、放置されて荒れておった森林を整理するための仕組みが森林経営管理制度でございますし、そのための財源内訳となるものが森林管理譲与税でございます。ではあります。

今この譲与税を使って、森林管理制度を運用しようとしたときに、安芸高田市に全て委譲して、森林経営をしていただきたいという、希望者が多くあった場合に、今いただいております森林管理譲与税だけでは、賄いきれないという可能性もあるということが、少し今私が捉えておる課題でございます。

○先川議長 答弁を終わります。  
熊高昌三君。

○熊高議員 こういった席ですから、詳しいことを余りにも言う時間はないと思いますけれども。

要は、安芸高田市の課題というよりも、全国の森林の課題というのは、ある程度経営管理されとる山は、それ以上にさっき市長が言われたように、経済効果の出るような山として、民間がしっかり請け負ってやりましょうと。もう一つは、所有者もわからんような、所有者はわからんといけんのんですけれども、所有者があっても手入れを全然してない、この山を所有者にきなさいといってもやらない。それは、自治体、市町村が責任を持ってやりなさいと。基本的には森林所有者の責任の明確化というのを今回うたっておりますよね。

その中で、できんところは、自治体がそれにかわってやりなさいという仕組みが今回できたということですよ。そのためには、基本的にはさっき言いました地籍調査が済んでないといけないということですから、その部分をまず安芸高田市が調査をしないとイケないんですけれども、埼玉県の秩父あたりは、この4月から始まった制度に対して、6月から説明会をしたら、7月にはもう4ヘクタールぐらいですけれどもね。さいたま市が管理をするという、その制度も生まれておりますんでね。そういうところまで早くいったほうがいいのかないという気はするんで、そういう調査を今安芸高田市がどの程度、国の政策を受けて、取り組んでいかれておるのか、そういったことをもう少し聞いてみたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員よく御存じのそのとおりです。いわゆるどういう作業を本人がやればできるけど、やらないものを市がやろうと思っても、量的な把握などは、なかなかできないのが現状だから、課題と言えば、そこは課題になってきます。

それを踏まえた上で、本人がおらんところは事業ができるようになってます。必要な手続を踏めばですよ。ただ、それをたくさんやっていきたいと思うんだけど、まずはその基本的な調査が全部終わらないといけないということなんで、その状況につきましては、手ぬるいかもわかりませんが、担当部長に説明させますんで。そこが課題です。

お金を基金に積んどくというのは誰もやるんだけど、その金を有効に使うということが大事なんで、ほとんどの市町がまだ方向ができてないから、基金に貯金をしとこうと言うてらんです。だけれども、議員

御指摘のように、いいことなら早くやらにゃいけんのだけれども、早くやろうと思ったら、今のような区分とか、財産区分、所有権の区分をしっかりとっておかなければいけないということでございます。

詳細は部長が説明します。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 重永充浩君。

○重永産業振興部長 森林経営管理制度に基づきまして、現在、整備を着手してみたいと思っておる地域に、現在基礎調査に入っております。議員おっしゃられたとおり、国土調査が確定しておらない場合、境界が確定してないために、その確定を急ぐため、余分な時間とか、作業が発生する可能性が十分ございます。

今回、着手しております地域に関しましては、既に境界明確化事業に基づいて、各所有者の境界が確定しておるところを選択してございます。平成22年、23年に、美土里町の本郷、道ヶ谷高松山付近、旧本郷小学校周辺でございすけれども、この地区につきまして、安芸高田の森林組合が境界明確化を作業しております。その結果、境界が確定しておる所有者も既にはっきり明確でおると、こういったところで、本年初めて着手する制度でございす。

境界を確定させる、所有者を改めて確定させる、そのためにかかる作業のロス等については、省くと。また新しく始まった制度でございすので、我々も制度の運用についてなれておりませんので、より素早く対応できる地域について選択いたしまして、基礎調査、筆数、土地の所有者等について、現在調査をしておるところでございす。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 一部でも取り組んでおられるということで、非常に安心をしました。

安芸高田市全体に、そういった制度ができて、こんなふうになりますという説明会を早く開いていただきたいんですね。それによって、山の皆さんも市長がおっしゃるように、教育の一つとして、子供たちにといいことも将来的にあると思えますし、今山を持っておられて、困っておられる人も含めて、こんな制度ができたのかと。放置林をどうにかしようと思ったけれども、ある程度自分たちでは手に負えんから、言葉で言えば、森林所有者の責任が明確になったことによって、放置林に対する自治体による公的な関与、介入ができる制度というのを、新たに今回の4月からできたんでしょと、いうことをおっしゃっていただいて、私有林の管理が経営管理権を安芸高田市がいただいて、民間に再委託をするという制度ができましたよ、ということを私は早く知らせるべきだと思うんです。そんなことは、ほとんどの人がまだ知っておられんと思うんです。そうすれば、秩父のように、うちもやってくださいと言うて、みずからが、そういう困った山を持った人が、そういったことに乗ってこ

られる可能性は高いと思うんですよ。

だから、そういう情報を早く公開をするということで、皆さんのニーズを吸い上げることによって、こちらが調査しなくても、向こうから歩んでくれる可能性は高いと思うんです、一部であっても。その辺は、今のところ取り組むような予定を、どのように考えておられるのかということを知りたいと思います。

さらには安芸高田市の人工林や、天然林、あるいは私有林、国有林、公有林は、市の山も含めて、財産区なんかもあるんでしょ。その分類というのは、ほとんどされとると思うんですが。国なんかの全体の平均と比べて、安芸高田市はどんなふうになってるのかということの確認をしておきたいんですけども、数字がわかれば報告をいただきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今御指摘のことについては、県内の課題でもあって、森林協会には指示してるんで、おいおい市にあると思いますけれども、こういうことを踏まえて、いろんなメリット、デメリットを含めて、市民の方に啓発はしていきたいと思います。

私もこの事業を早くやって、お金を使う仕組みをつくりたいんで、市民の方にしっかりと、これは他の市町にも森林協会でするようにしてまですんで、ちゃんとしていきたいと思います。

どのぐらいの面積かということについては、担当部長が説明します。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 重永充浩君。

○重永産業振興部長 安芸高田市全体の面積が537.75、単位はキロ平米でございます。このうち、森林の面積は、単位がヘクタールでございますけれども、4万2,712ヘクタール、約7割9分が森林でございます。さらに、このうち、民間の方々が持っておられる、私有の人工林が1万496ヘクタールでございます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 安芸高田市にも国有林とか、県有林とかありますよね。それは、差し引けばわかるんでしょうけれども、4万ヘクタールから1万ヘクタールを引いて、3万ぐらいが多いということですが、国有林と県有林も含めた公有林というのは、どのくらいあるんですか。

すぐわからなかったらいいんですけども、それをちょっと確認をしておきたかったんで、後ほどでも結構ですので、また委員会でも報告をしていただければいいなというふうに思います。

それでは、引き続きお聞きしたいんですが、そうは言っても、その制度に対応する専門職、あるいはノウハウというのは、まだまだ市長も

おっしゃったようにないんで、県の森林協会も含めて、県としてもするということですが、最終的には、自治体単位の取り組みですから、単独で自治体ができにくいということになると、さっきの秩父なんかも広域連携で、1市4町ですかね。やっているというような仕組みを聞きましたけれども、県が専門的なサポーター役をするようなものをつくって、その事務局に派遣するというようなことがあります。単独でというのは非常に財源も含めて難しいんで、森林協会としての立場でもそういうことは話をされとるんだと思いますけれども。

広域連携、あるいは県との関係というのは、協会としてはどのように考えていかれるような話になってますかね。今の時点で。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今後は県との連携も要るんですけども、今、各市町、温度差があって、森林整備のことの重要さというのも違うんで、レベルがそろったら、例えばうちと北広島と三次とで一緒にやったらどうかという議論になってくると思いますけれども、今その段階ではちょっとないけれども、将来的には広域的にやっていかないといけないと思います。

今個人的にやるとるんが、県の元森林課長とかおるんで、こういうところが一時的に来てもらえないかと、常時雇用じゃなしに。こういう交渉をしてるんですけども、なかなかハードルが高くて、来てもらえないんですけども、優秀な森林技術者がいないといけないんで、こういう取り組みを今しておるところでございます。これは、大々的ではなく少し個人的にやっているとございます。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長が森林協会の会長という役職にあられ、その力が発揮できる時間も限られておりますので、県の方向を今おっしゃったようなことを含めて、広域で何市何町とかいうのは難しいと思いますが、例えば今おっしゃったような北広島町あたりが、ごみの広域連携もしていますから、そういったところから、素早くしていく。森林組合も一緒ですし、農協もそうですから、一番やりやすいところかなと思いますんで、ぜひとも、協会長として、モデル的な取り組みをしかけておいていただきたいという気がします。市長なら可能だと思いますけれども、その辺の意欲をお聞きしておきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことは、知事にも言うたんですけども、非常に前向きな感じなんで、方向性をつけることは。ただ、それをさておいてでも、人のことはともかく、うちの町がちゃんと森林を活用した、活性化できる仕組み、ちょっと欲がございますんで、この辺の道筋をつけときたいと、かように思ってます。

○先川議長 答弁を終わります。  
熊高昌三君。

○熊高議員 ぜひ全力でしかけていただきたいと思いますし、この森林整備というのは、以前からいろんな関係で申し上げたように、循環型社会でもあったり、農業の有機農法も含めて、最終的には道の駅で何を売るかというところまで、大きな意味で山は川上だと思うんですね。一番川下が道の駅であったり、あるいはレストランであったり、そういうところにつながっていくという気がするんですね。

そのためには、やはり農業をしっかり支えるような仕組みの中で、この山の整備というのは元に帰りますけれども、獣害対策というのは非常に大きな課題ということなんで、全てがつながっていく。あるいは、さっき人口対策も含めて、こういった仕事をしっかりできれば、そこで働きたいという人も出てくるわけですから、全てがつながっていく政策ということで、これまでも考えていただいておりますが、国の政策の転換に合わせて、そこらにつながるような、施策をぜひとも打っていただきたいということについて、もう一度市長に、政策の展開意欲をお聞きして、一般質問を終わりたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 何回も同じことを言うのは失礼になるので、ちゃんと頑張ることはお約束して終わりたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。  
熊高昌三君。

○熊高議員 最後、かみ合わなかったようではありますが、私が申し上げたのは、山というのは全ての政策につながるということを、執行部として肝に銘じていただいて、取り組みをしていただきたい。全ての職員さんがいらっしゃるんで。それは最終的には、安芸高田市の存続にかかわるんだということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、熊高昌三君の質問を終わります。  
以上で、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。  
次回は、12月20日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員